

障害福祉計画



第8章 障害福祉サービスを円滑に推進するために

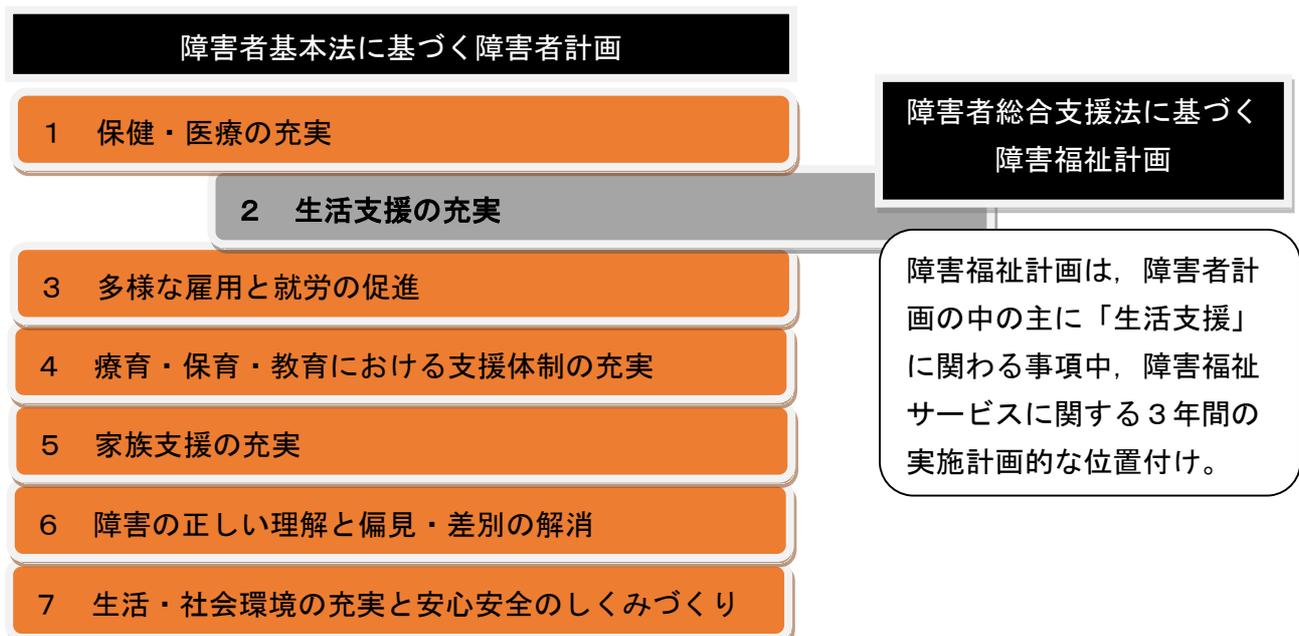
1 障害福祉計画

1-1 障害福祉計画とは

市町村障害福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第 88 条に基づく計画であり、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制を整備し、その円滑な実施を確保するための計画です。

この計画は、国が示した「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に則して策定することとされています。

— 障害者計画と障害福祉計画の関係 —



1-2 国の基本指針について

国の基本指針においては、次の点を「障害福祉計画」作成にあたっての基本理念としています。

- ・ 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ・ 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ・ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

また、この基本理念に即して、障害福祉サービス等の提供体制を確保するとともに、提供体制の確保に係る成果目標及び活動指標を定めることとされています。





1-3 高知市障害福祉計画

本市においては、平成18年度に第1期障害福祉計画を、第2期・第3期については、障害者計画と一体的に策定をしてきました。

今回、これまでの取組や実績、また国の基本指針を踏まえ、次の「計画の基本的な考え方」のもと、成果目標及び活動指標を設定し、平成27年度から平成29年度を計画期間とした第4期障害福祉計画を障害者計画と一体的に策定します。

【計画の基本的な考え方】

① 障害福祉サービスの提供体制の確保

各個人が必要なサービスを受けることができるよう、また適切なサービスを選択し、充実した日々を送ることができるよう、訪問系及び日中活動系サービスの充実を図ります。

② 地域生活移行の推進

地域における居住の場としてのグループホームの充実や地域生活支援拠点等の基盤整備を行うことで、入所等から地域生活への移行を図り、障害のある人の地域生活を支援していきます。

③ 福祉施設から一般就労への移行の推進

就労移行支援事業の推進や関係機関との連携により、障害福祉施設から一般就労への移行を進めていきます。

④ 相談支援の提供体制の確保

障害福祉サービス又は障害児通所支援の適切な利用を支えるため、相談支援体制の充実を図るとともに、相談支援従事者の人材育成にも取り組んでいきます。

⑤ 障害のある子どもの支援提供体制の確保

障害のある子どもへの専門的な支援、また保育、教育等の関係機関とも連携を図った上で障害のある子ども及びその家族に対しての支援体制の構築を図っていきます。

【成果目標】

「計画の基本的な考え方」にある，地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため，次に掲げる事項を計画期間中における成果目標として設定します。

- ① 施設入所者の地域生活への移行（地域生活移行者数，施設入所者数）
- ② 福祉施設から一般就労への移行（一般就労への移行者数）
- ③ 障害者の地域生活の支援等の整備（地域生活支援拠点の整備）

【活動指標】

成果目標を達成するための活動指標として，また「計画の基本的な考え方」のもと，計画を実施していく上での活動指標として，次に掲げる項目について見込量を設定します。

- ① 障害福祉サービス
 - ・ 日中活動系サービス
 - 生活介護，自立訓練（機能訓練），自立訓練（生活訓練）
 - 宿泊型自立訓練，就労移行支援，就労継続支援 A 型
 - 就労継続支援 B 型，短期入所，療養介護
 - ・ 居住系サービス
 - 共同生活援助，施設入所支援
 - ・ 訪問系サービス
 - 居宅介護，重度訪問介護，行動援護，同行援護
- ② 障害児通所支援
 - 児童発達支援，医療型児童発達支援，保育所等訪問支援
 - 放課後等デイサービス
- ③ 相談支援
 - 計画相談支援，障害児相談支援，地域移行支援，地域定着支援
- ④ 地域生活支援事業



2 成果目標

2-1 地域生活移行者数・施設入所者数

第1期から第3期計画までの計画に引き続き、施設入所者の地域生活への移行について取り組んでいきます。

地域への移行や定着を図るため相談支援体制の整備を行います。また、障害の程度や家族の状況により、入所を必要とする障害のある人への対応についても継続して取り組んでいきます。

【第4期計画における目標値】

○ 施設からの地域生活への移行者数

H27～H29の3年間における
施設からの地域移行者数目標値

40名

平成25年度末時点の施設入所者数413名の約9.7%である40名の方が、平成27年度から平成29年度の3年間で地域生活へ移行することを目標値として設定します。

○ 施設入所者数

H25年度末入所者数

H29年度末入所者数

413名

(±0)

⇒

413名

入所利用者数については、多くの待機者がおり、施設入所者の人数を減らすことは困難であることから、平成29年度末時点で、平成25年度末時点の入所利用者数を上回らないことを目標とします。

※ 施設入所者数の減少見込数は、地域生活移行者に新規入所や地域生活移行以外の退所等の増減を加味した数値です。

【第3期計画における目標値及び実績】

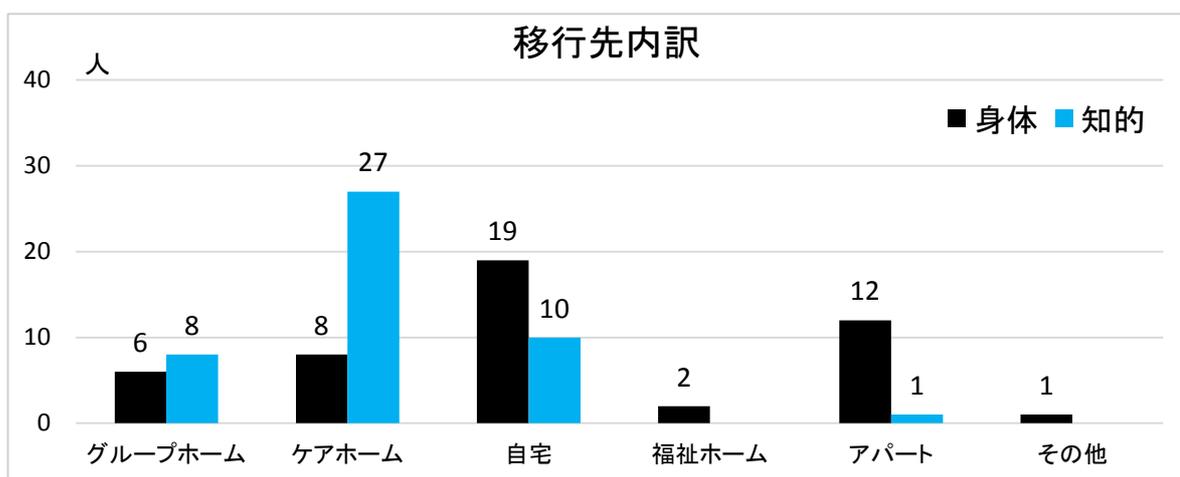
○ 地域生活移行者数目標値

平成18年度～26年度における地域移行者数 139人以上

○ 地域生活移行者数実績

(人)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	計
身体療護			1	1					2
身体更生				3	1				4
身体授産	3	2	1			5			11
障害者支援施設(身体)					16	5	4	8	33
身体合計	3	2	2	4	17	10	4	8	50
知的更生	8	5	2	9	4	1			29
知的授産	1		5	2	1	1			10
障害者支援施設(知的)							6	1	7
知的合計	9	5	7	11	5	2	6	1	46
総計	12	7	9	15	22	12	10	9	96



○ **施設入所者数目標値**

平成17年10月1日現在の施設入所者数(春野町を含む)396名から40名減少の356名以内

○ **施設入所者数実績**

(人)

	H20.3	H21.3	H22.3	H23.3	H24.3	H25.3	H26.3
身体療護施設	128	132	130	126	1	—	—
身体更生施設	14	17	21	0	0	—	—
身体授産施設	16	13	12	6	0	—	—
知的更生施設	228	228	198	188	170	—	—
知的授産施設	29	26	24	23	12	—	—
障害者支援施設	3	3	36	57	217	401	413
合計	418	419	421	400	400	401	413

2-2 福祉施設から一般就労への移行

第7章 3-2 「障害者の雇用に関する事業所の理解の促進」においても記載していますが、企業側への障害特性に対する理解の促進を図るため、主に企業との連携がある就労移行支援事業所を対象として、研修や勉強会等を開催し、支援者の拡大を図っていきます。

また、ハローワークや障害者職業センター、高知県(就労支援担当)や障害者就業・生活支援センターと連携を図り、雇用の促進や職場定着の在り方についても検討していきます。

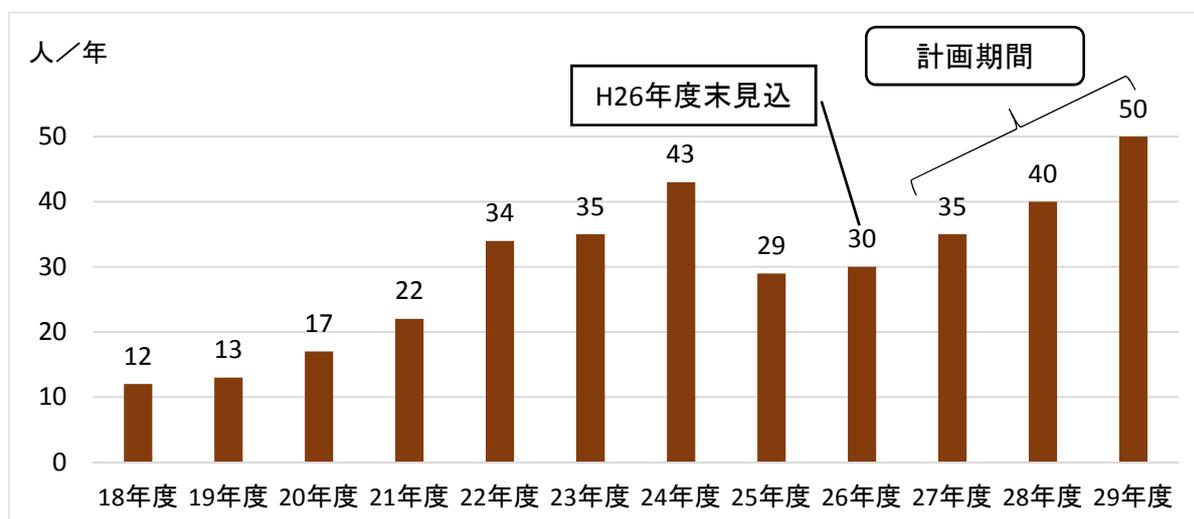
【第4期計画における目標値】

○ 施設からの一般就労への移行者数

平成29年度1年間における
福祉施設からの一般就労者数

50名

平成29年度には、1年間に50名を就労移行支援事業所等を通じて一般就労する者の数として設定。

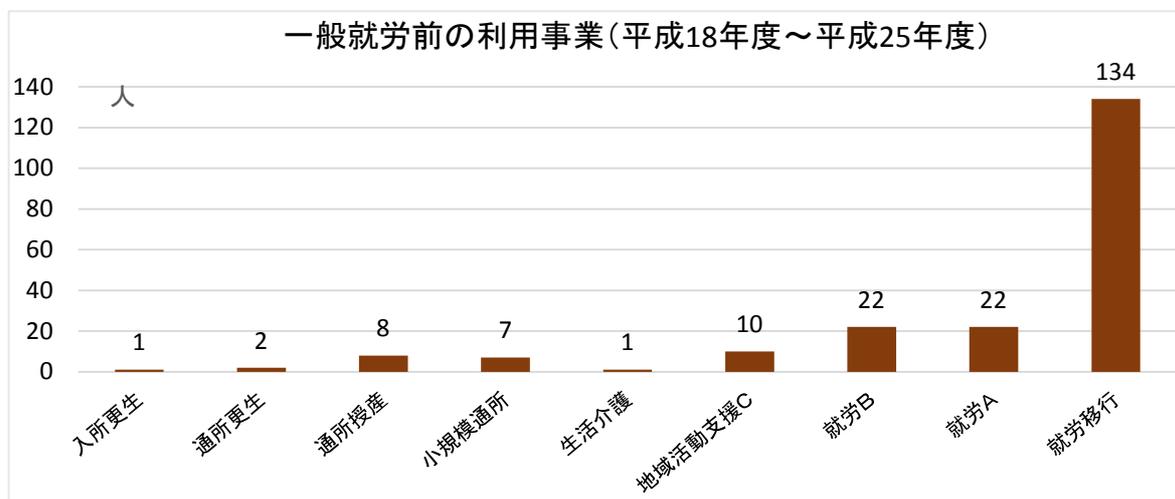
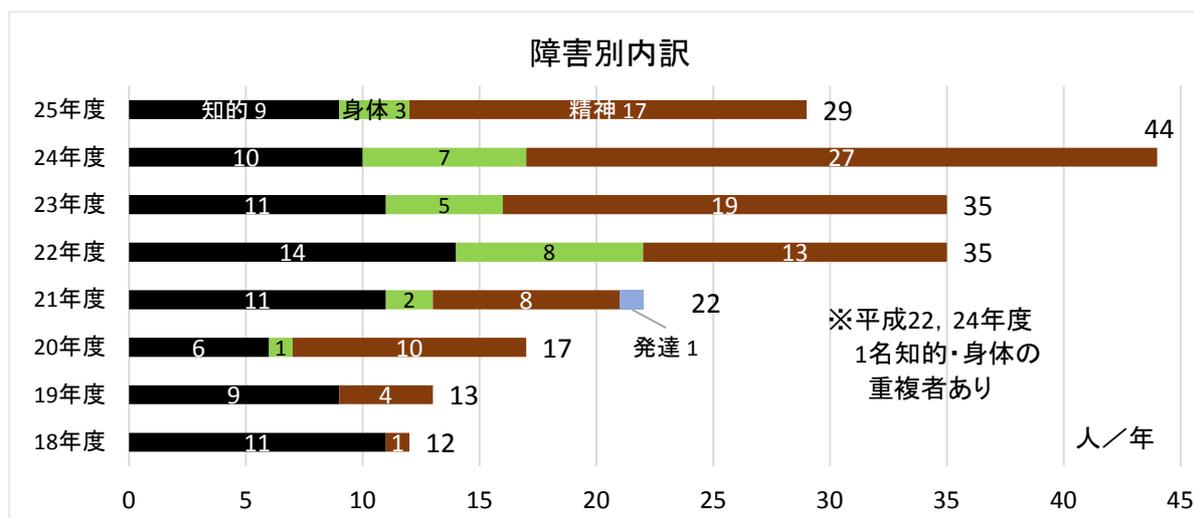
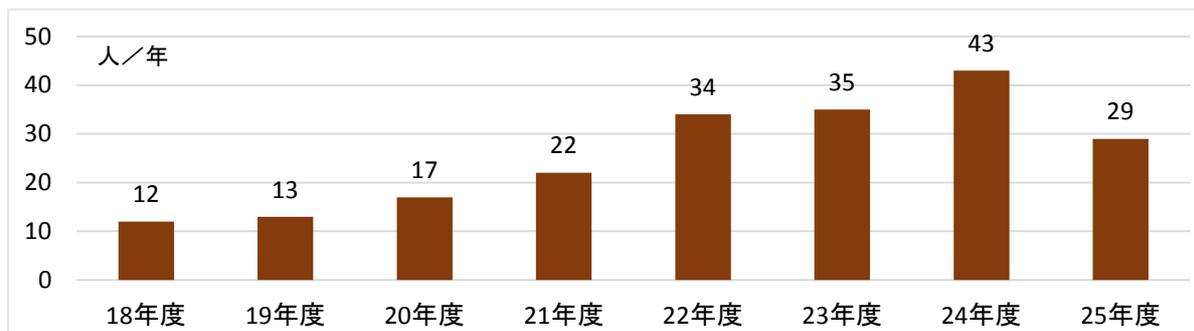


【第3期計画における目標値及び実績】

○ 一般就労者数目標値

平成26年度には，1年間に36名の移行を目標。

○ 一般就労者数実績



2-3 地域生活支援拠点の整備

障害のある人や障害のある子ども等の地域での暮らしを担保し、自立を希望する方への支援を進めるため、自立等に関する相談、1人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、緊急時の受け入れ態勢の確保・人材の確保・養成・連携等による専門性の確保、サービス拠点の整備や地域の体制づくりを行うなどの機能を担う体制が求められています。

第7章 2-2 「生活支援サービスの充実」における「今後の方向性」においても記載していますが、本市に求められる居住支援について関係機関と協議をしながら、平成29年度末までに地域生活支援拠点の整備を行います。

3 活動指標

3-1 障害福祉サービスの見込量

3-1-1 日中活動系

※見込量は各年度における月平均値

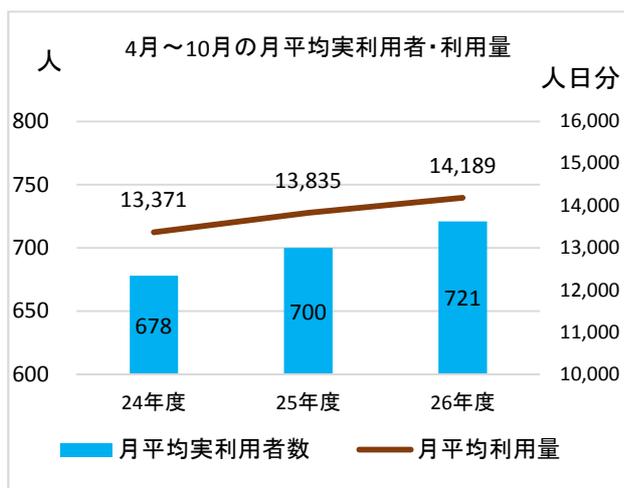
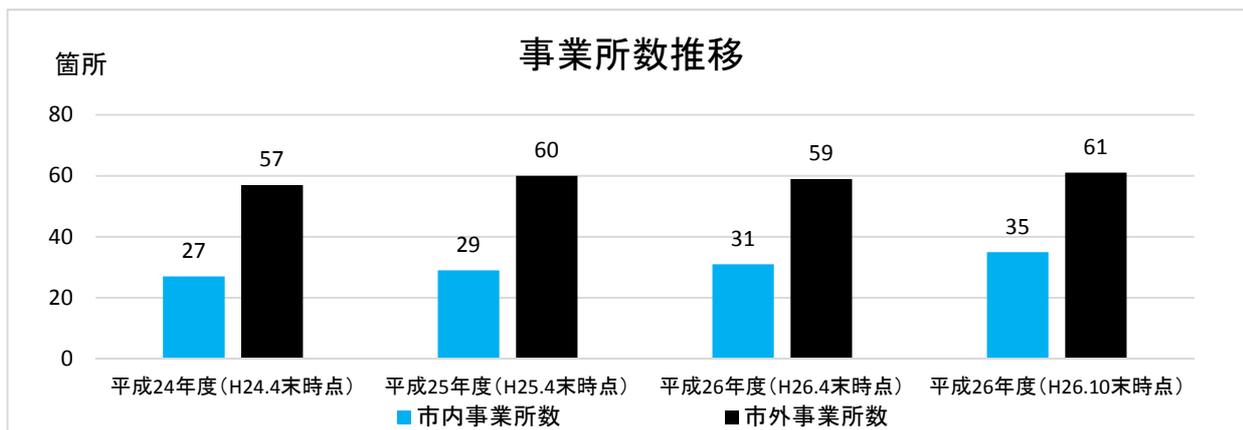
	27年度	28年度	29年度
生活介護	14,615 人日分/月	15,053 人日分/月	15,505 人日分/月
人数	743 人/月	765 人/月	788 人/月
自立訓練（機能訓練）	369 人日分/月	369 人日分/月	369 人日分/月
人数	21 人/月	21 人/月	21 人/月
自立訓練（生活訓練）	577 人日分/月	577 人日分/月	577 人日分/月
人数	45 人/月	45 人/月	45 人/月
宿泊型自立訓練	338 人日分/月	338 人日分/月	338 人日分/月
人数	12 人/月	12 人/月	12 人/月
就労移行支援	952 人日分/月	952 人日分/月	952 人日分/月
人数	52 人/月	52 人/月	52 人/月
就労継続支援（A型）	3,453 人日分/月	3,493 人日分/月	3,534 人日分/月
人数	170 人/月	172 人/月	174 人/月
就労継続支援（B型）	11,929 人日分/月	12,287 人日分/月	12,656 人日分/月
人数	713 人/月	734 人/月	756 人/月
短期入所	765 人日分/月	842 人日分/月	918 人日分/月
人数	100 人/月	110 人/月	120 人/月
療養介護	99 人/月	99 人/月	99 人/月

※人日分とは、日中活動系サービスの供給量を示す単位

① 生活介護

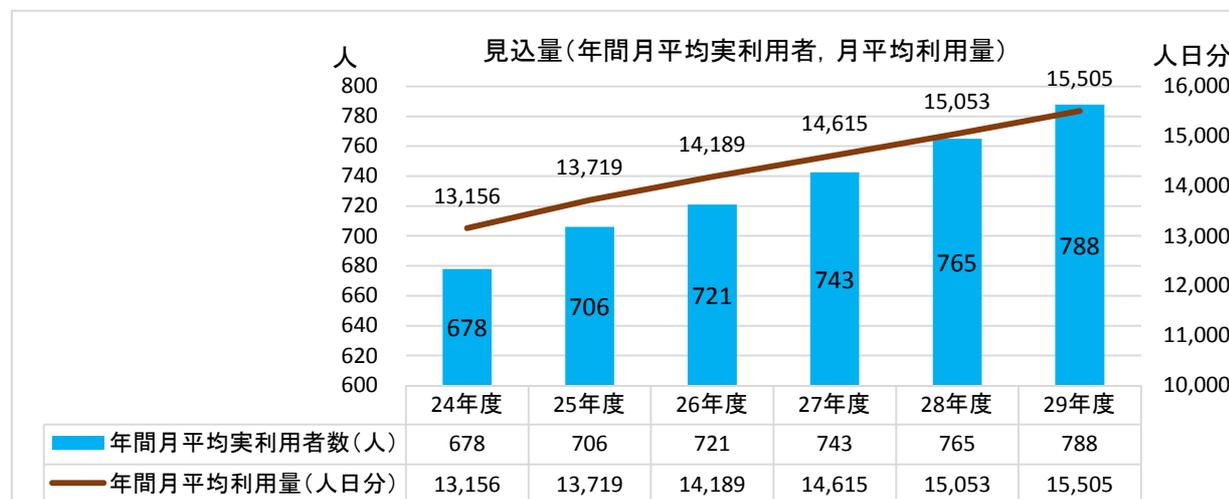
サービスの概要

常時介護を必要とする障害のある人について、主に昼間、障害者支援施設で行われる入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等のサービスを提供します。



【見込量の考え方】

24年度から26年度までの実績を見ると、実利用者、利用量ともに増加傾向にある。また事業所数についても増加傾向にある。24年度から26年度の伸び率を参考に利用者数を見込み、利用量については、平成26年4月～10月期における1人当たりの利用量を基礎として算出する。

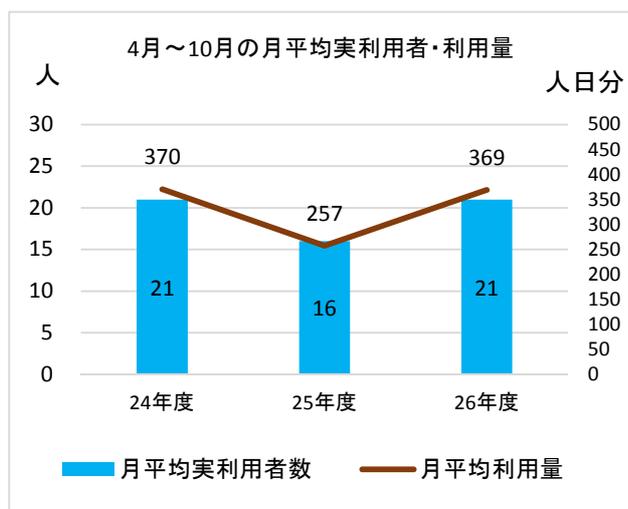
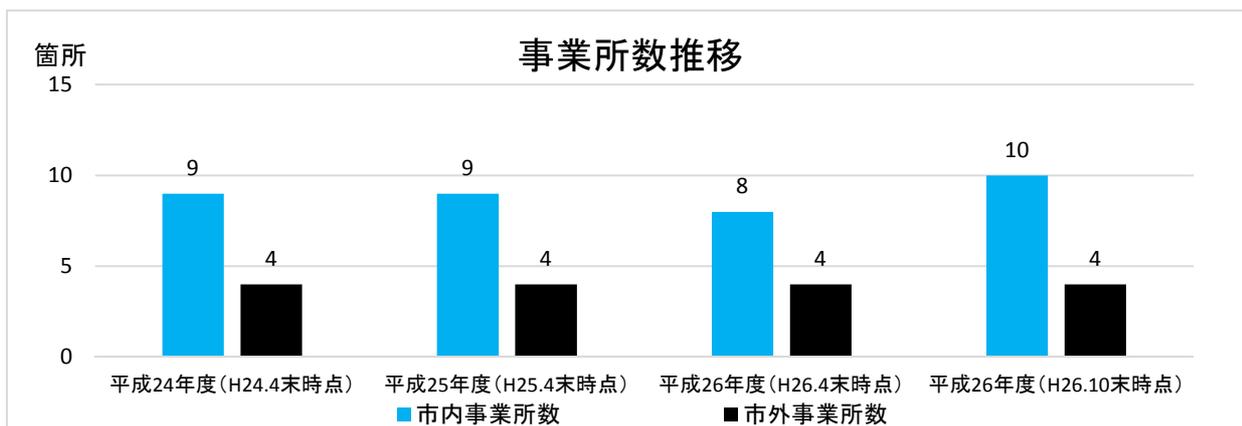


② 自立訓練(機能訓練)

サービスの概要

身体障害のある人に対し、地域生活を営むことができるよう、身体的リハビリテーション、日常生活に係る訓練等の支援を実施します。

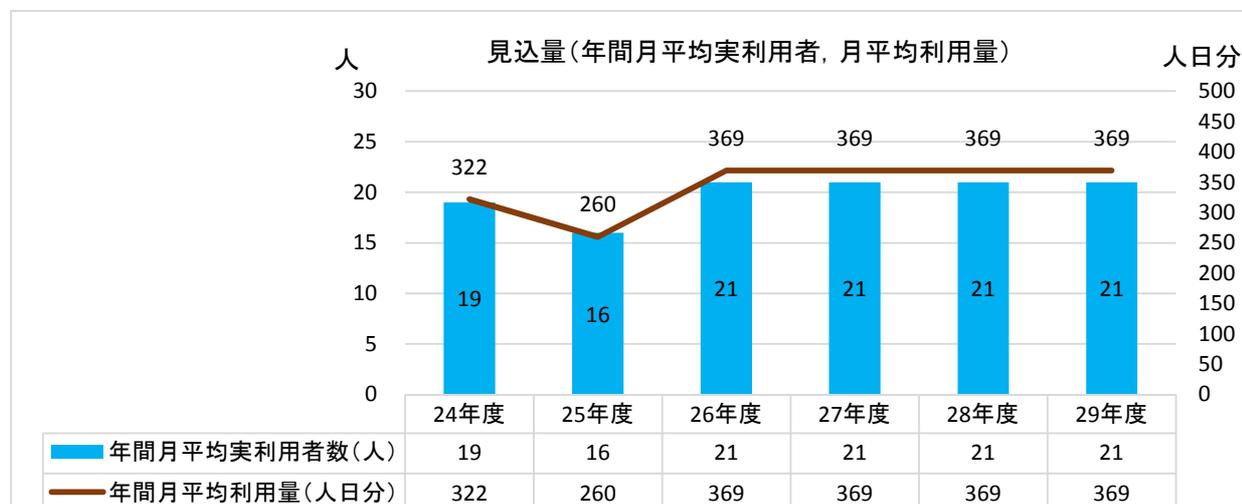
(障害のある人について、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能又は生活能力向上のために必要な訓練を提供します。)



【見込量の考え方】

平成25年度から26年度までにかけては、事業所数の増加により、利用者、利用量ともに増加している。

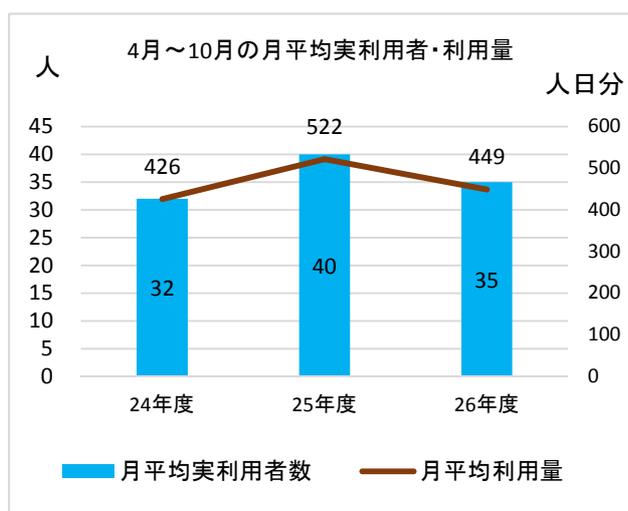
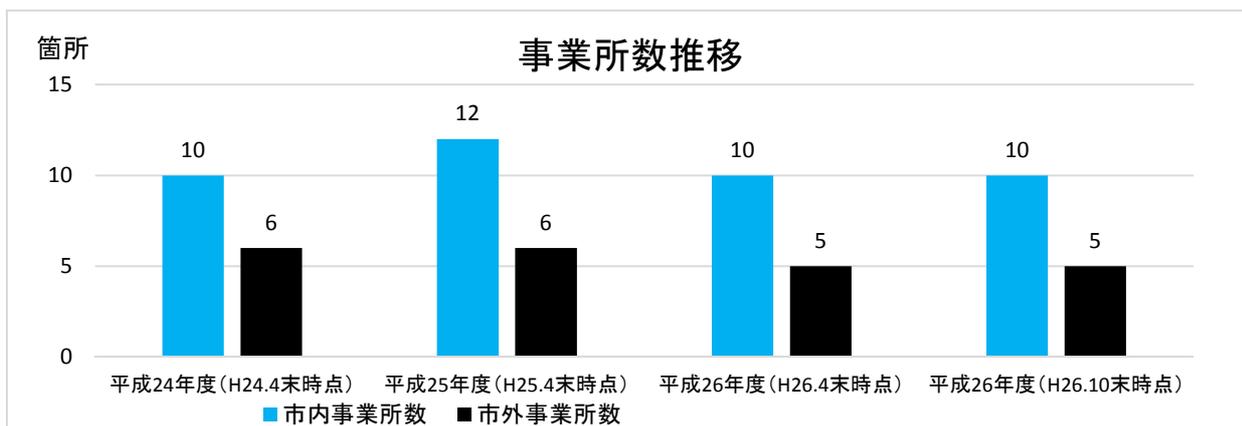
事業所数については、増減があるため、平成26年4月～10月実績を基礎に横ばいとする。



③ 自立訓練(生活訓練)

サービスの概要

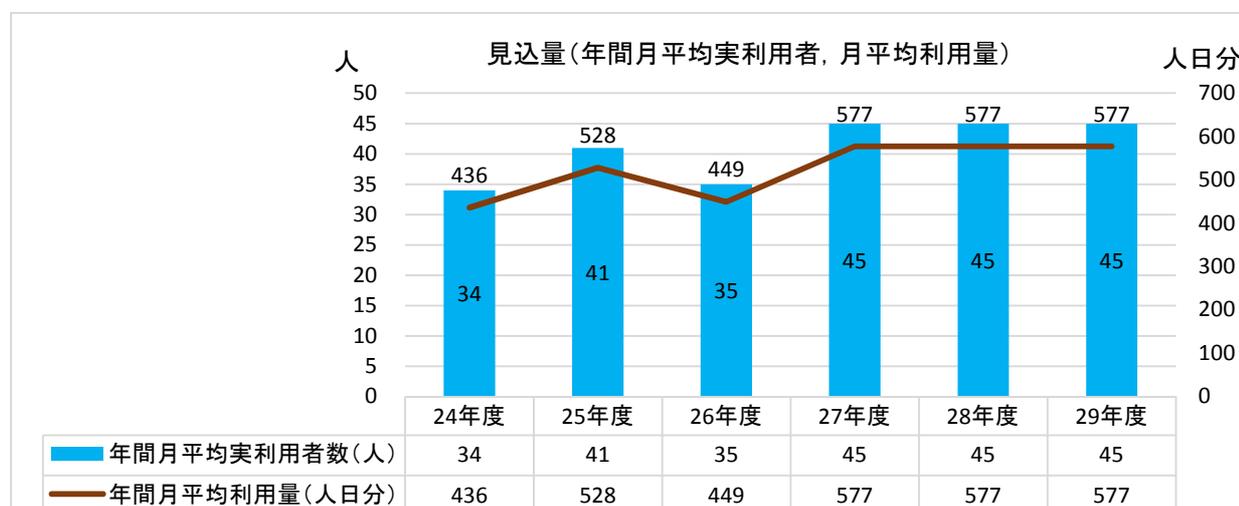
知的障害・精神障害のある人に対し、地域生活を営むことができるよう、日常生活能力の向上を図り、サービス提供機関との連絡調整を行う等の支援を実施します。
 (障害のある人について、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能又は生活能力向上のために必要な訓練を提供します。)



【見込量の考え方】

平成24年度から25年度までにかけては、事業所数の増加により、利用者、利用量ともに増加している。

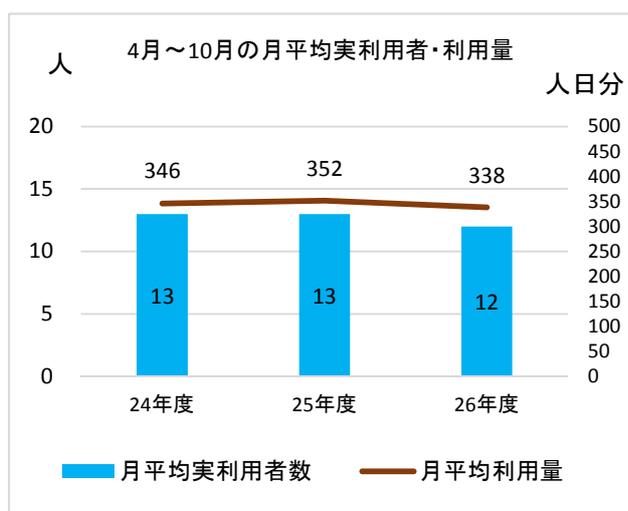
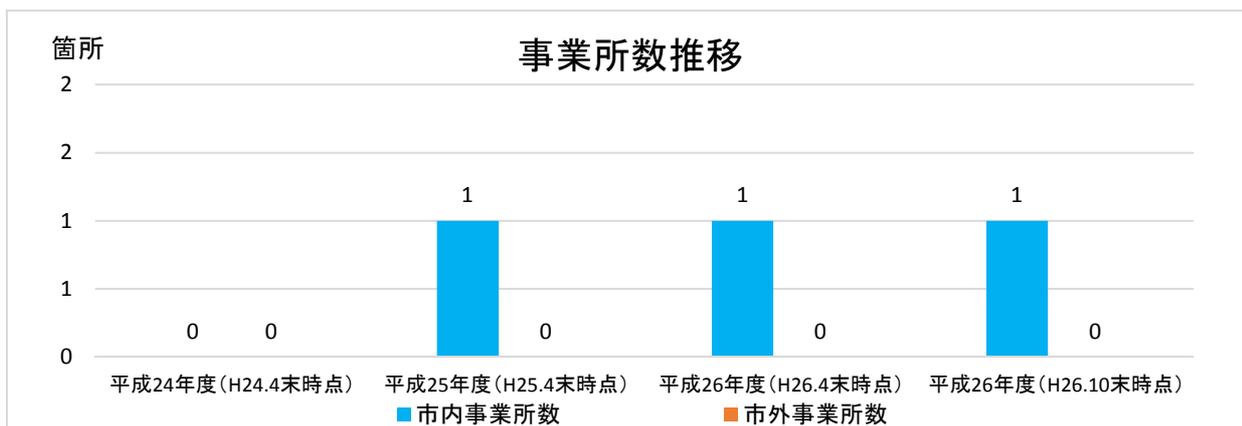
平成26年度中に1事業所増加となるため、平成26年度から27年度にかけては、利用者、利用量ともに増加とし、その後は平成27年度を基礎とし、横ばいとする。



④ 宿泊型自立訓練

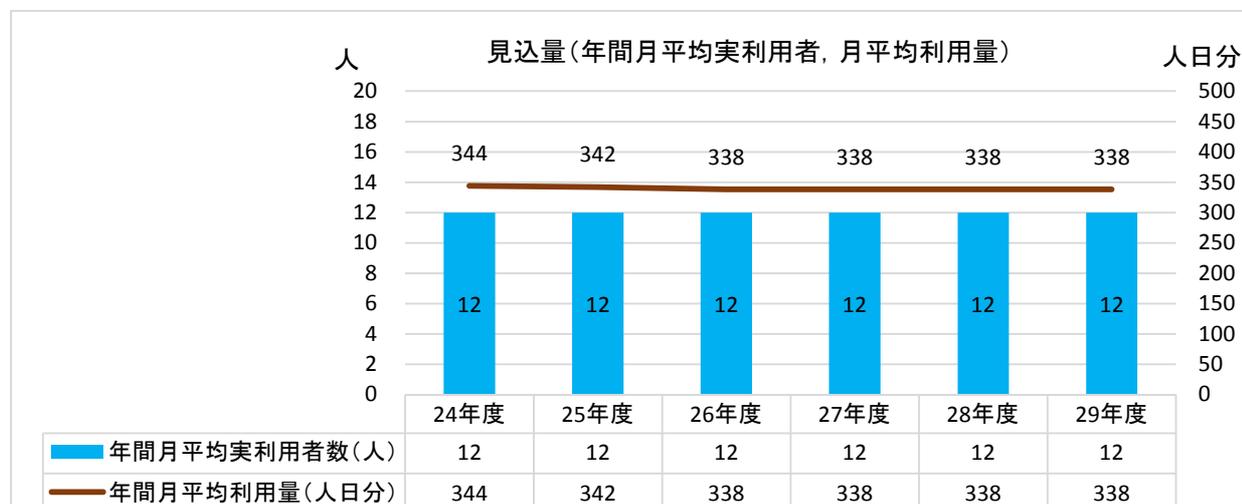
サービスの概要

知的障害・精神障害のある人に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。



【見込量の考え方】

平成25年度以降、事業所数及び利用者数ともに大きな変化は見られない。
平成26年4月～10月実績を基礎として、横ばいとする。

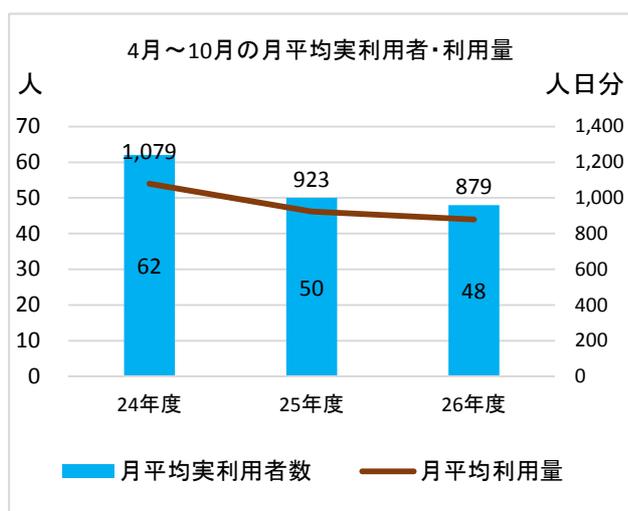
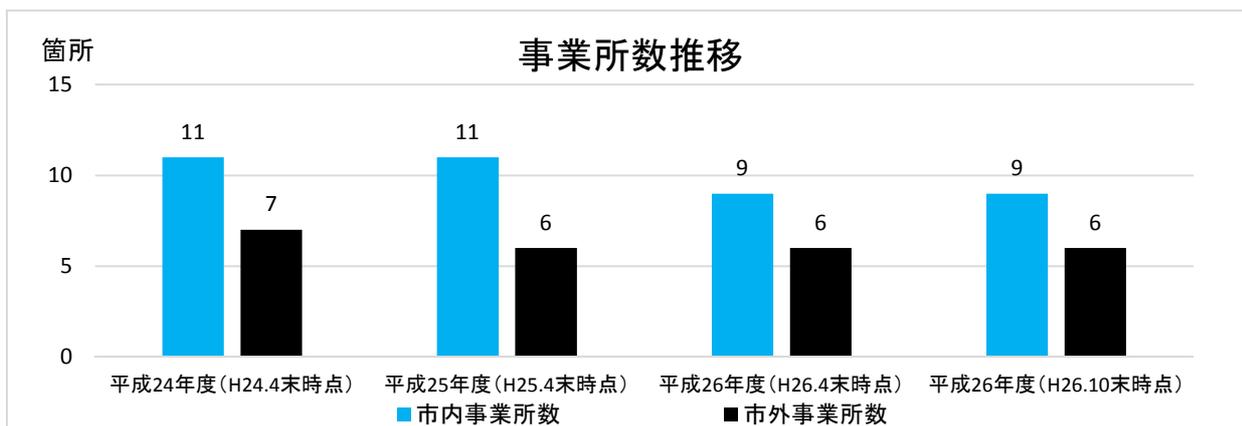


⑤ 就労移行支援

サービスの概要

就労を希望する障害のある人について、定められた期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を実施します。

一般就労等を希望する者に対し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通して、適性にあった職場への就労・定着を図る支援を実施します。

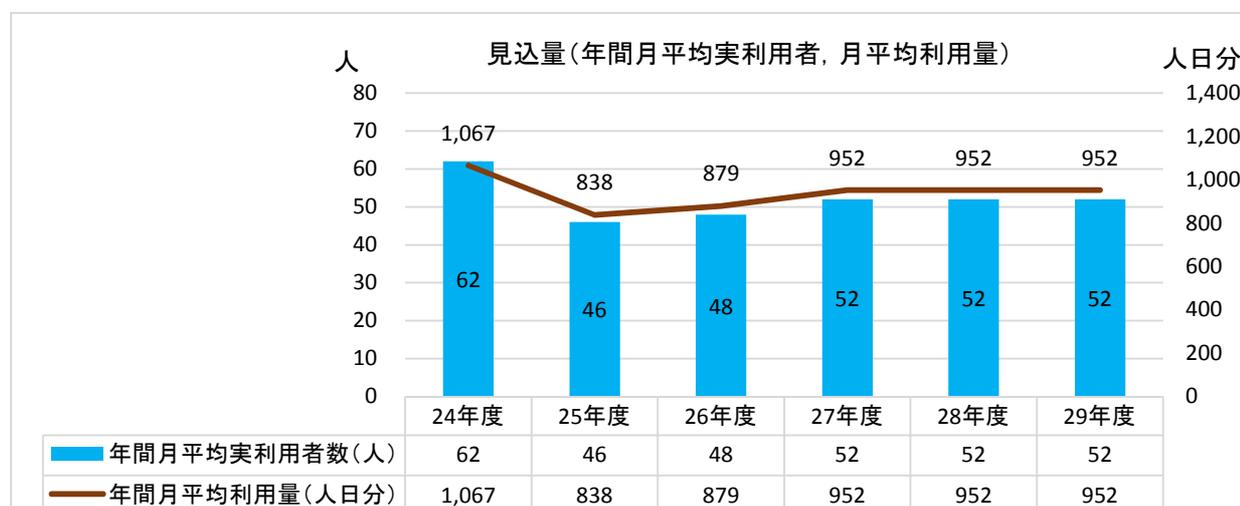


【見込量の考え方】

事業所数が減少傾向にあるため、利用者数についても減少傾向にある。

平成27年度から、特別支援学校卒業前の就労移行支援事業所によるアセスメントが必須化されることにより、利用者数は増加するが、短期間によるアセスメントであるため、利用量の大きな増加は見込まれない。

利用者及び利用量ともに横ばいと見込む。

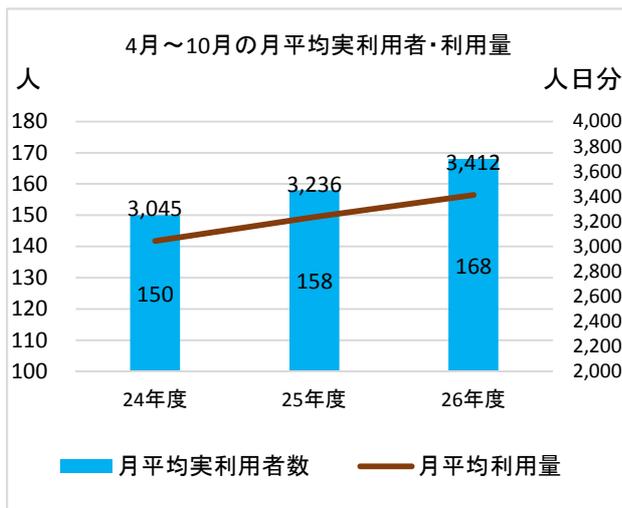
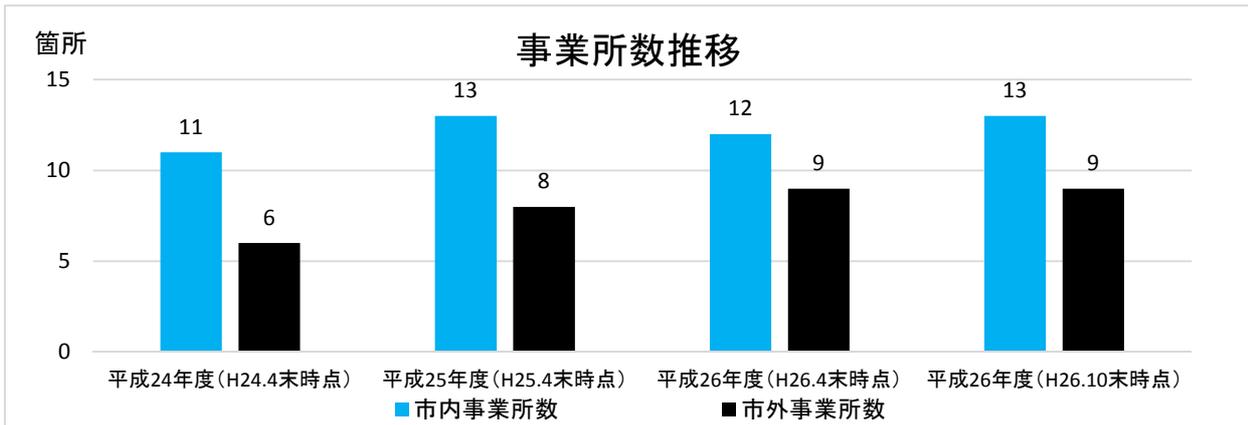


⑥ 就労継続支援A型

サービスの概要

通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人について、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を実施します。

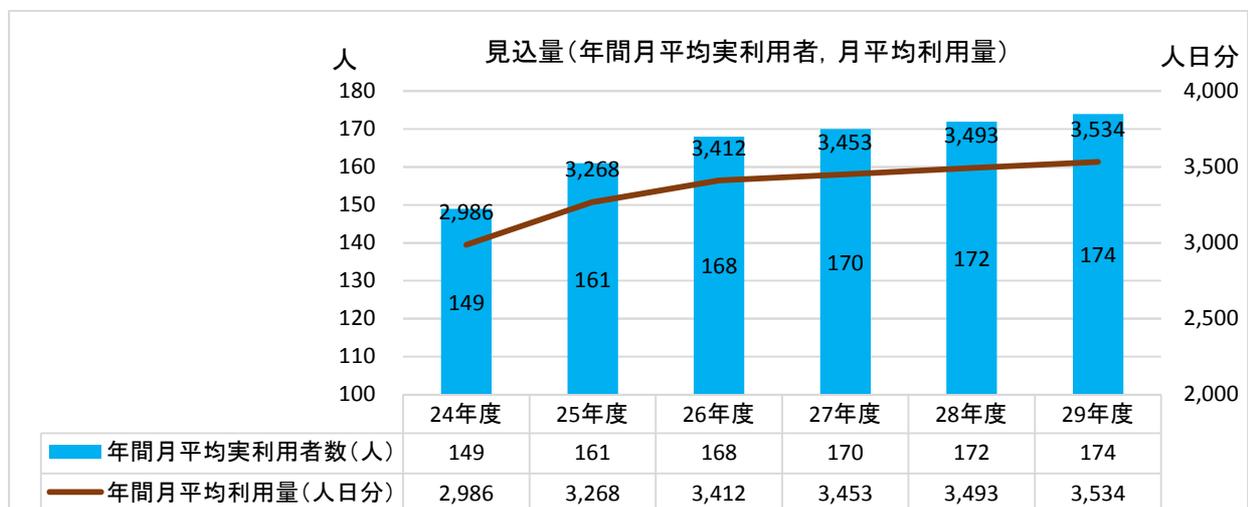
一般企業での雇用が困難な者に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力の向上を図る支援を実施します。



【見込量の考え方】

事業所数の増加により、若干の利用者数の増加が見られる。一人当たりの利用量についてはほぼ変化は見られない。

利用者数については、今後微増するものとし、利用量については、平成26年4月～10月実績を基礎とし、算出する。

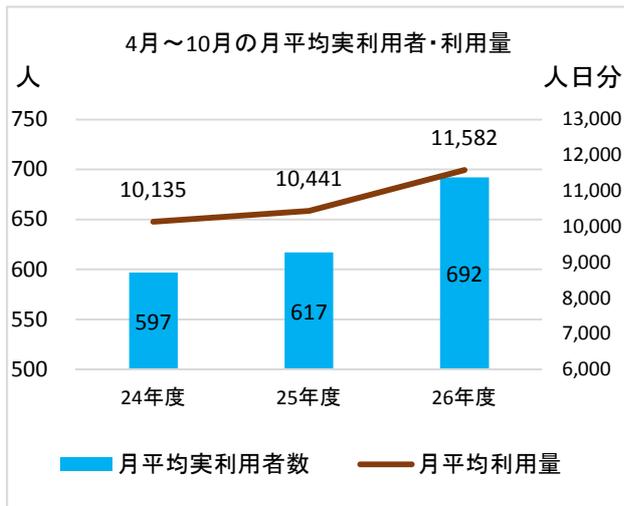
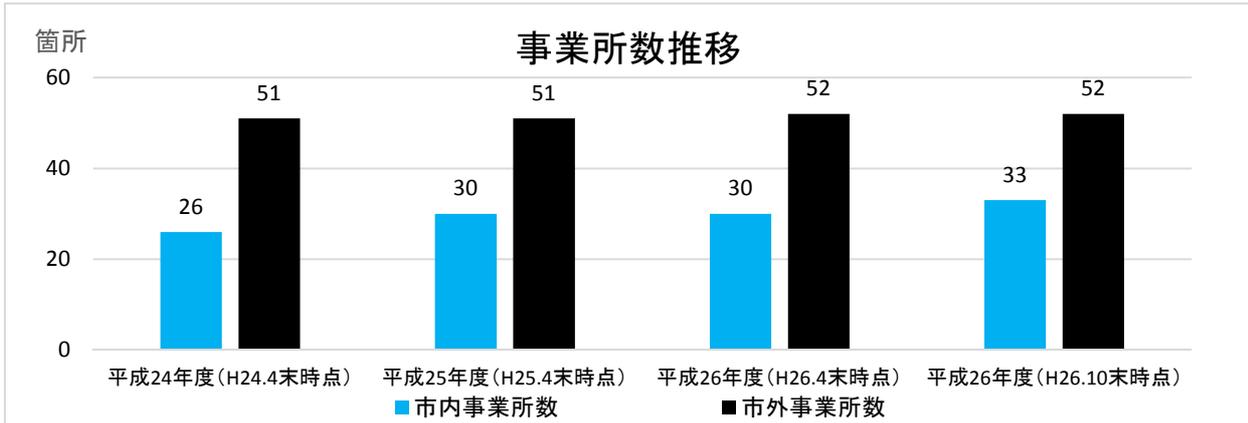


⑦ 就労継続支援B型

サービスの概要

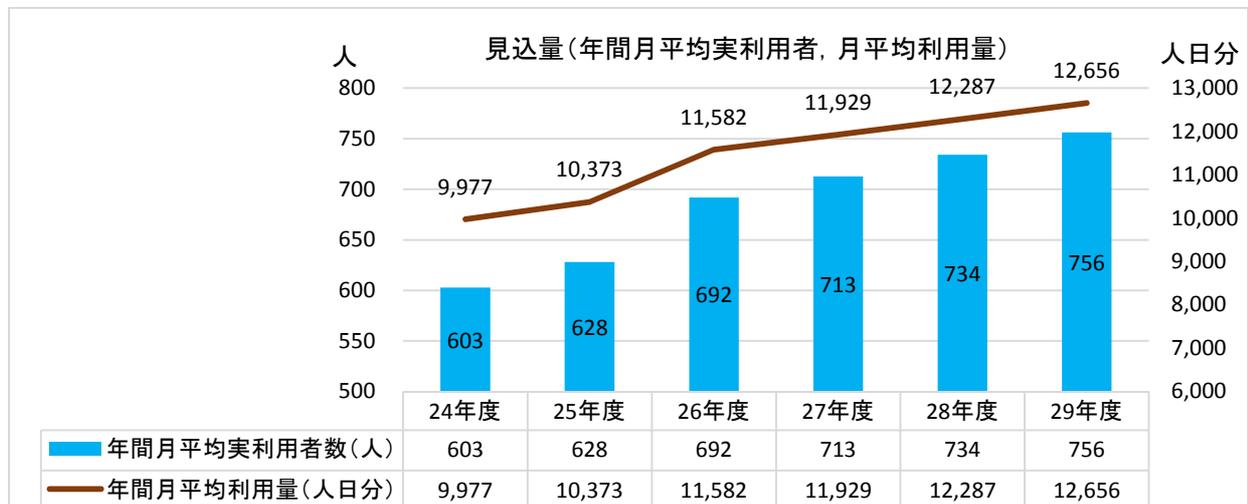
通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人について、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を実施します。

一般企業での雇用が困難な者、一定年齢に達している者等に対し、就労や生産活動の機会を提供し、知識・能力の向上・維持を図る支援を実施します。



【見込量の考え方】

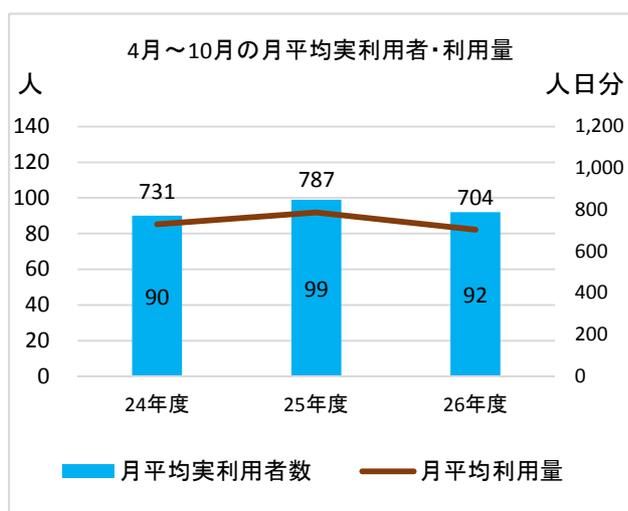
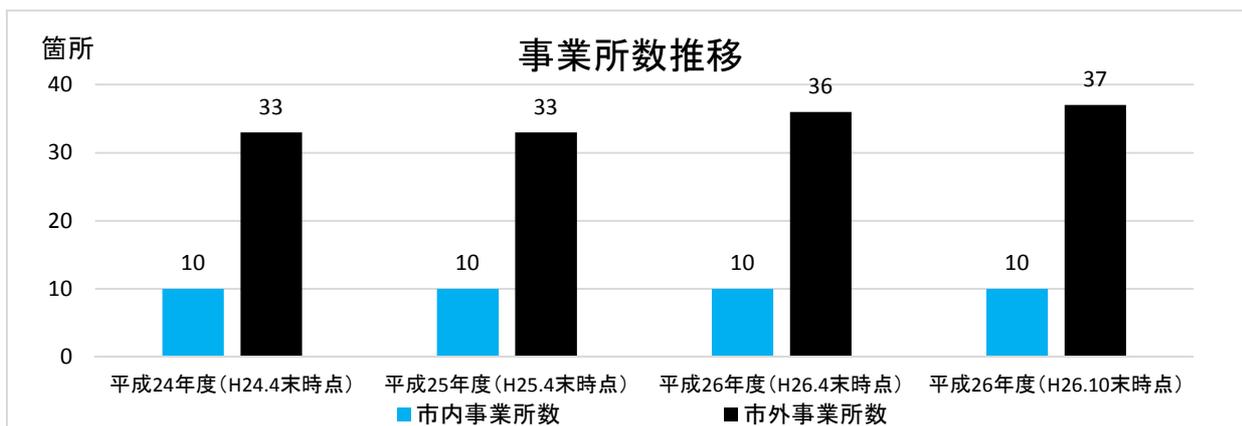
毎年度事業所数は増加傾向にあるため、利用者・利用量ともに増加傾向にある。利用者については、過去伸び率を参考に算出し、利用量については、平成26年4月から10月の利用量を基礎として算出する。



⑧ 短期入所

サービスの概要

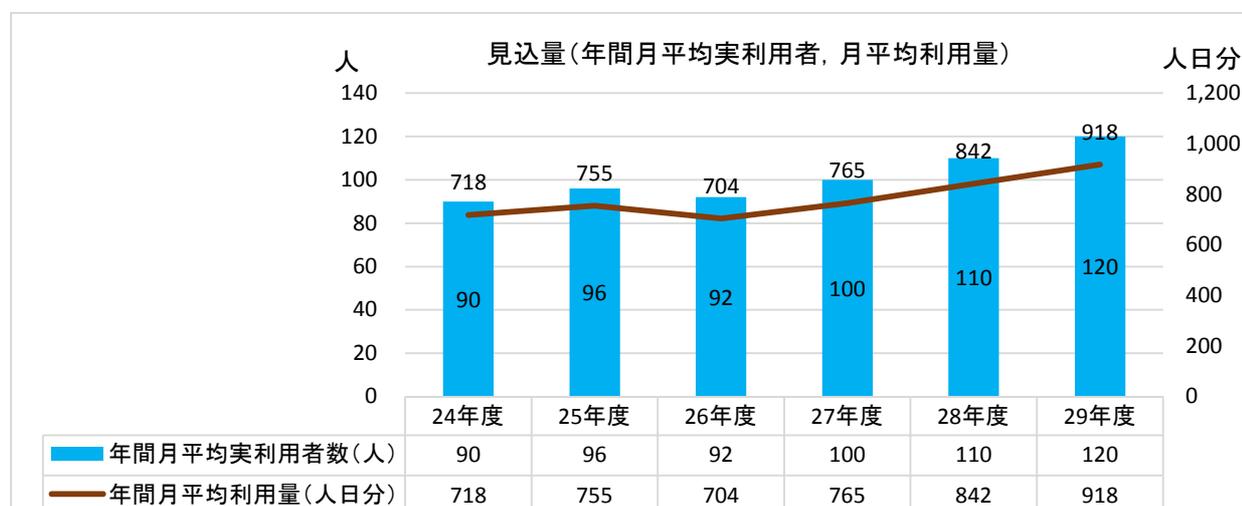
居宅においてその介護を行う方の疾病等の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所が必要な障害のある人について、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護等のサービスを提供します。



【見込量の考え方】

事業所数に大きな変化が見られないため、利用者、利用量ともに大きな変化は見られない。

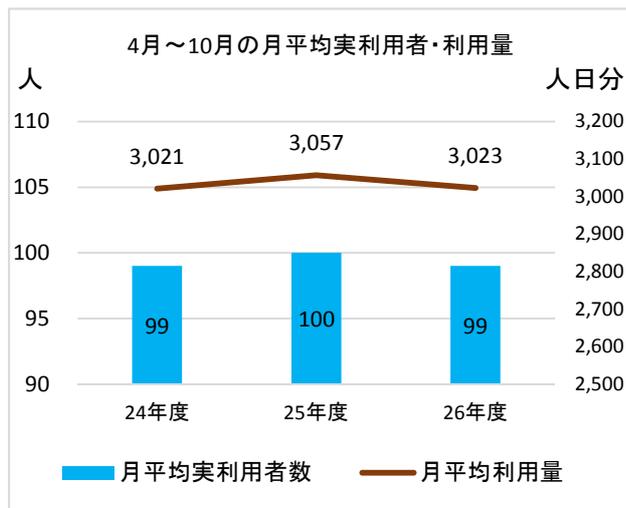
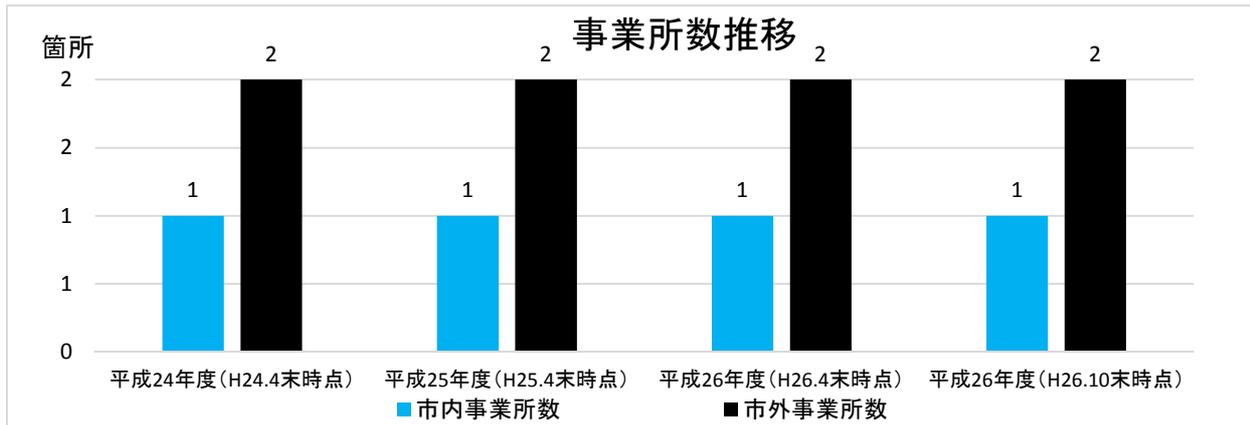
ただし、ニーズが高いサービスであるため、今後検討を行い、整備を図り、利用者及び利用量ともに増加に向けていく必要があることから、今後増加として見込む。



⑨ 療養介護

サービスの概要

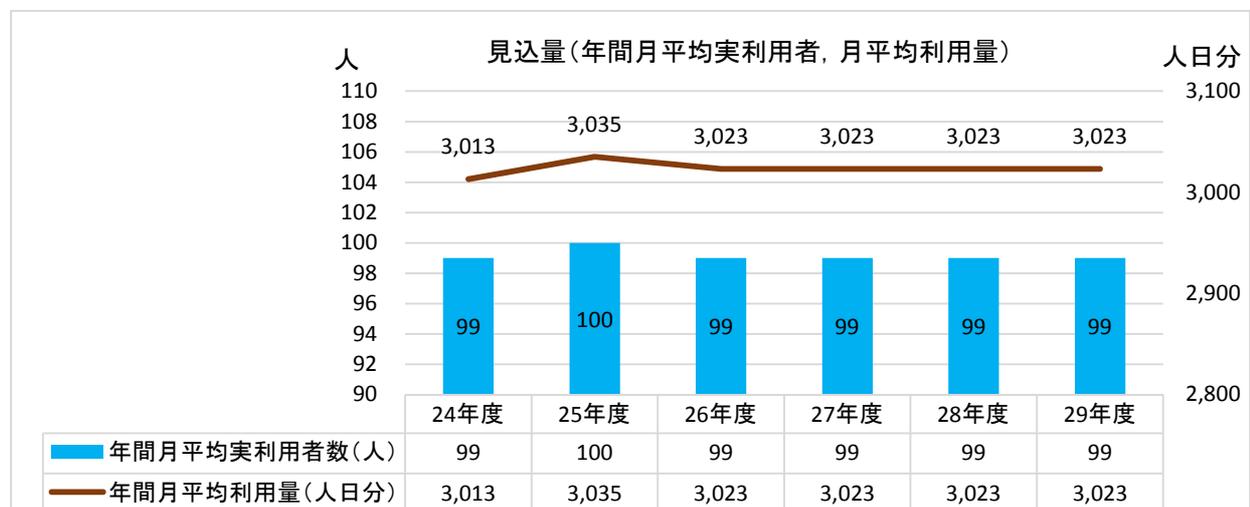
医療を要する障害のある人であって常時介護を要する方について、主に昼間において、病院その他の施設で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護や日常生活上のサービスを提供します。



【見込量の考え方】

平成25年度以降、事業所数及び利用者数ともに大きな変化は見られない。

平成26年4月～10月実績を基礎として、横ばいとする。



3-1-2 居住系

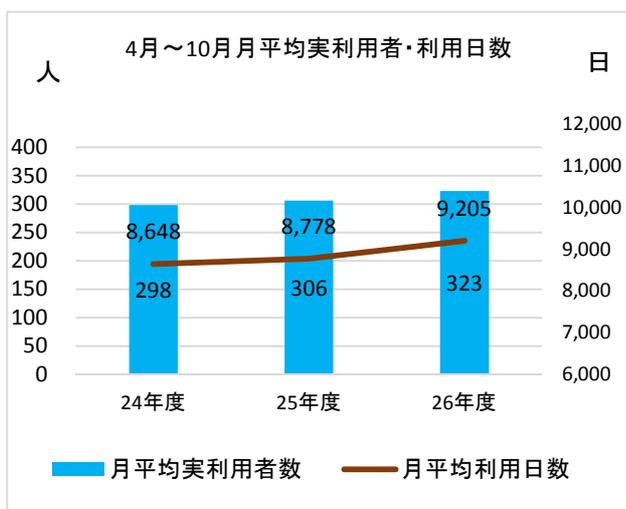
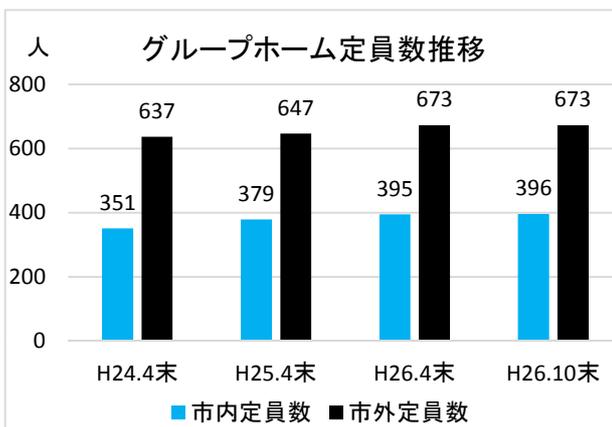
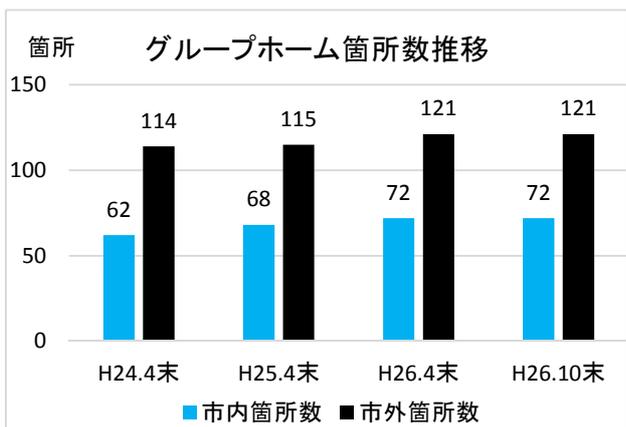
※見込量は各年度における月平均値

	27年度		28年度		29年度	
共同生活援助	350	人/月	380	人/月	410	人/月
施設入所支援	413	人/月	413	人/月	413	人/月

① 共同生活援助(グループホーム)

サービスの概要

障害のある人について、主に夜間において、共同生活を営む住居における相談、入浴、排せつ又は食事の介護等のサービスを提供します。

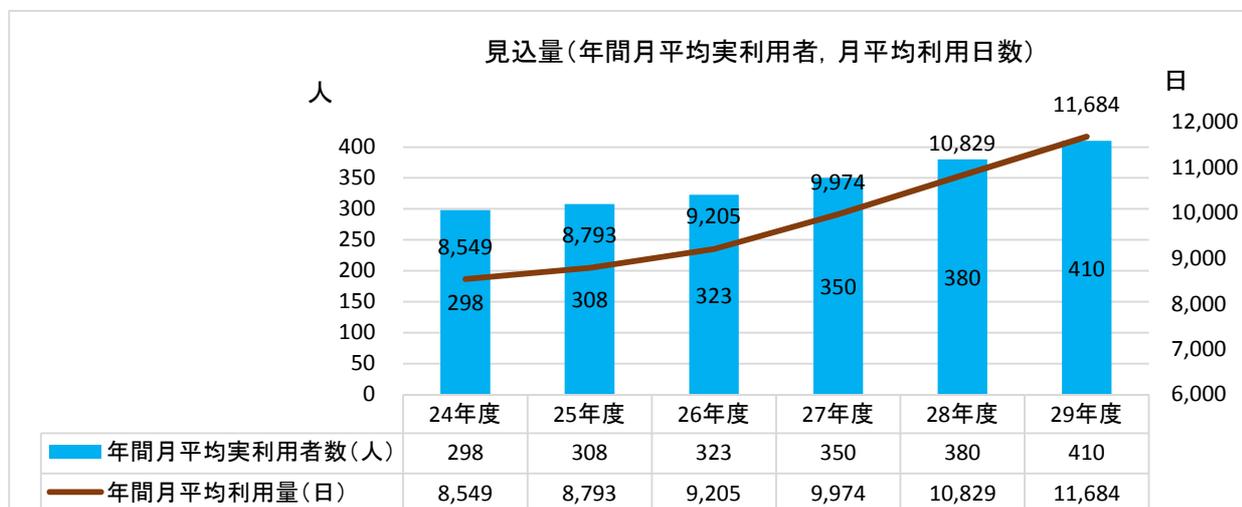


【見込量の考え方】

入所施設数に増加が見られない代わりに居住場所として、グループホーム数が増加傾向にある。

平成26年度からグループホーム入居者の高齢化に対応するため、グループホーム・ケアホームの一元化が図られた。

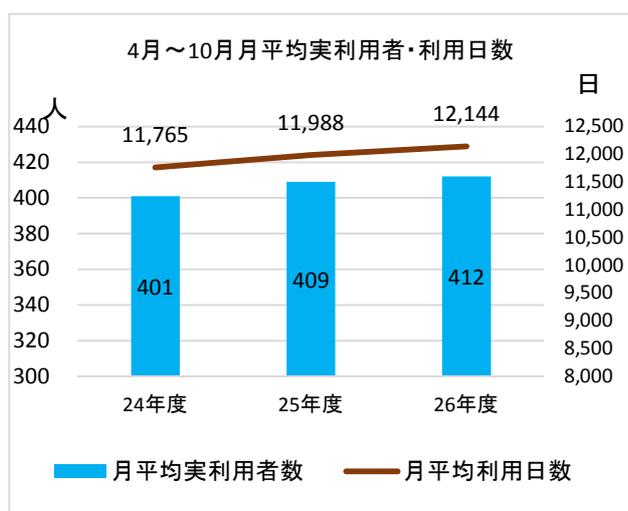
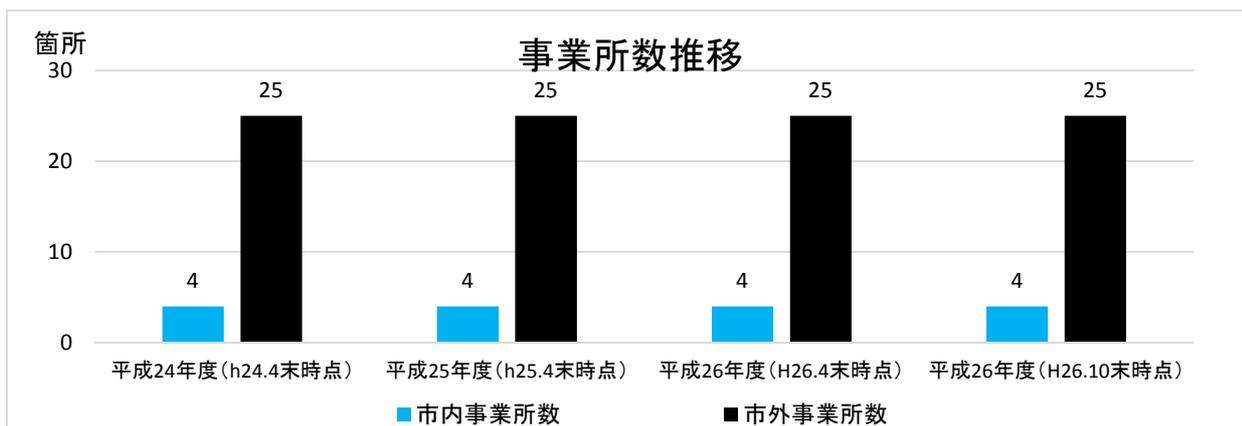
今後も居住場所としてのニーズが高く、事業所数も増加すると見込まれ、利用者数及び利用量ともに増加と見込む。



② 施設入所支援

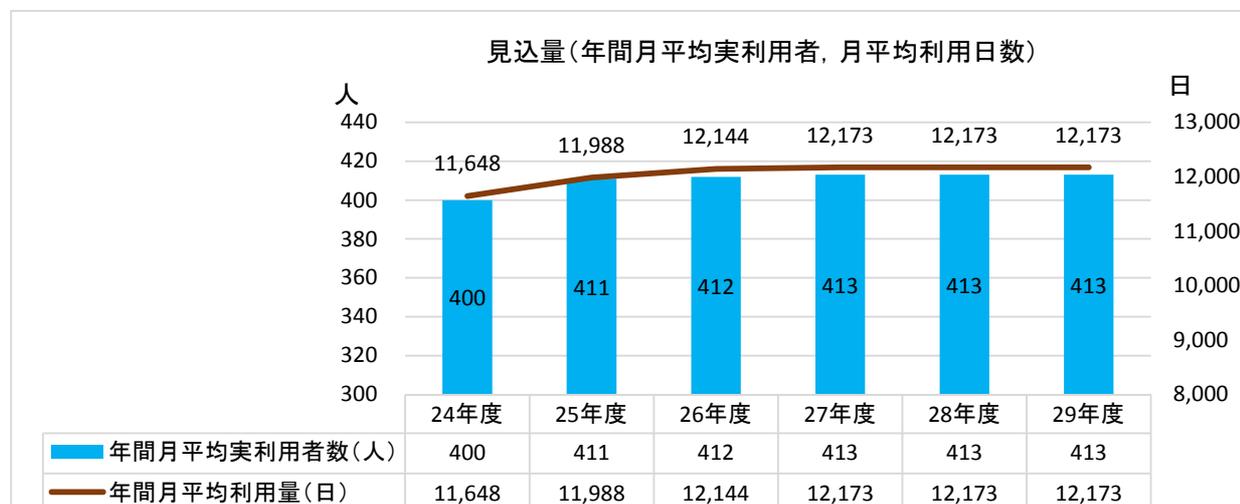
サービスの概要

施設に入所する障害のある人について、主に夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護等のサービスを提供します。



【見込量の考え方】

平成24年度以降市内、市外ともに施設数に変動がないため、利用者数は横ばい傾向にある。
今後も横ばい傾向と見込む。



3-1-3 訪問系

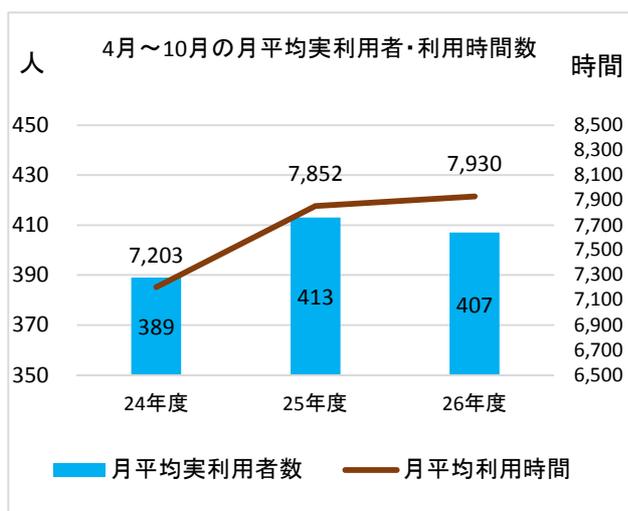
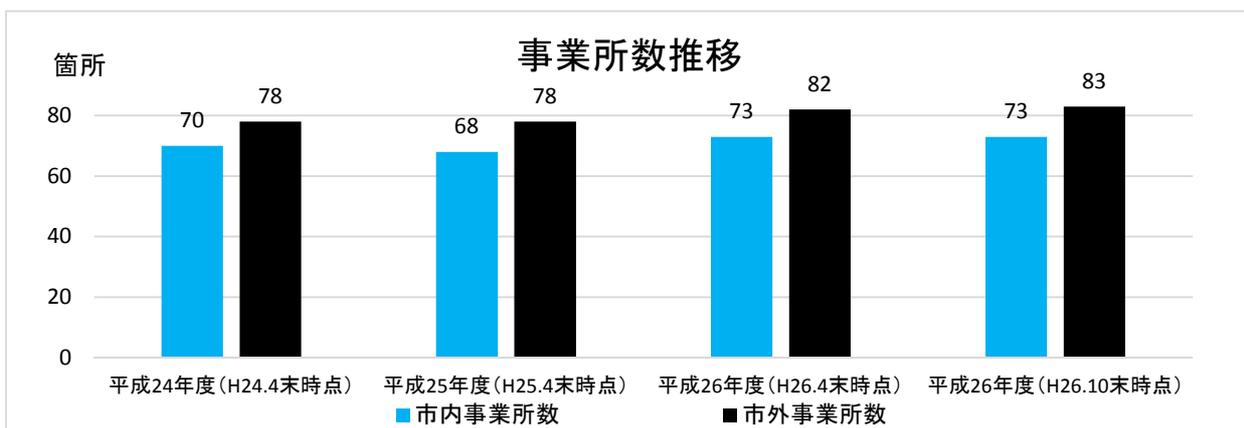
※見込量は各年度における月平均値

		27年度		28年度		29年度	
居宅介護		7,988	時間/月	8,047	時間/月	8,105	時間/月
	人数	410	人/月	413	人/月	416	人/月
重度訪問介護		2,508	時間/月	3,009	時間/月	3,511	時間/月
	人数	5	人/月	6	人/月	7	人/月
行動援護		16	時間/月	16	時間/月	16	時間/月
	人数	2	人/月	2	人/月	2	人/月
同行援護		1,314	時間/月	1,391	時間/月	1,468	時間/月
	人数	85	人/月	90	人/月	95	人/月

① 居宅介護

サービスの概要

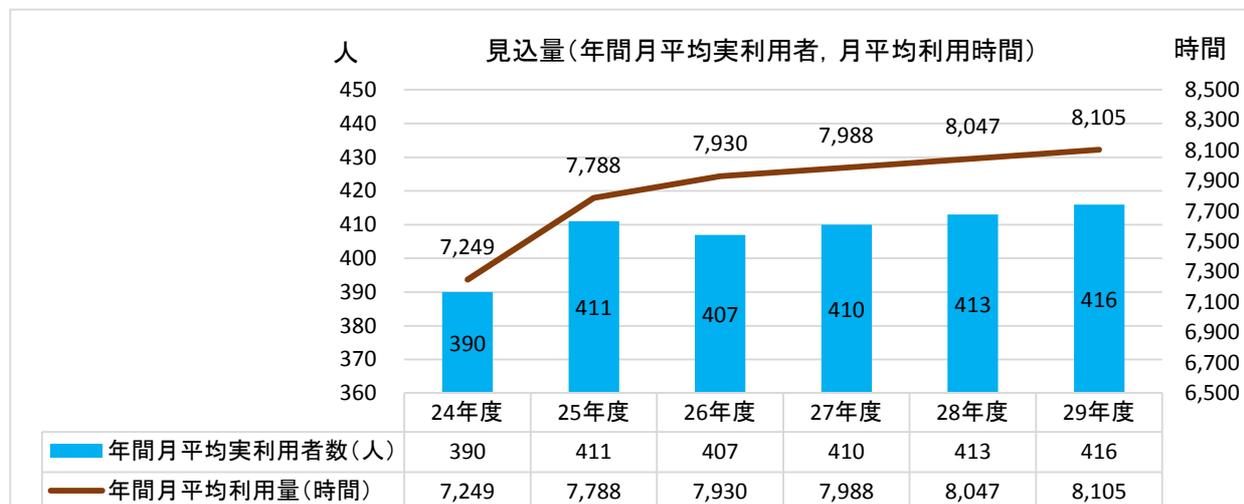
障害のある人について、居宅において入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供します。



【見込量の考え方】

24年度から26年度までの実績を比較すると、利用者数には若干の増減があるが、1人当たりの利用時間数が微増傾向にある。

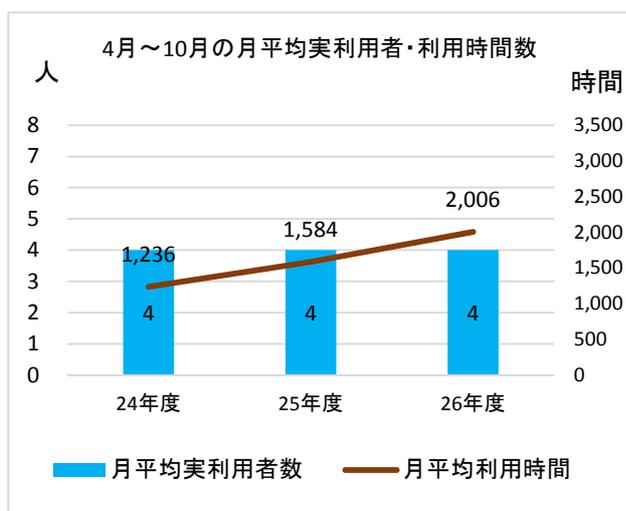
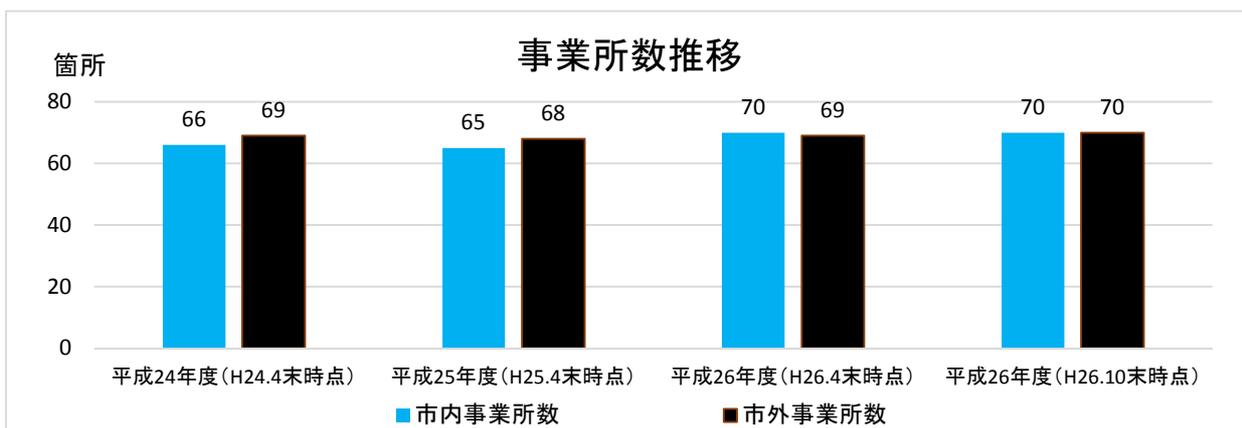
利用者数については、微増傾向とし、利用量については、26年度4月～10月の1人当たりの利用量を基礎として算出する。



② 重度訪問介護

サービスの概要

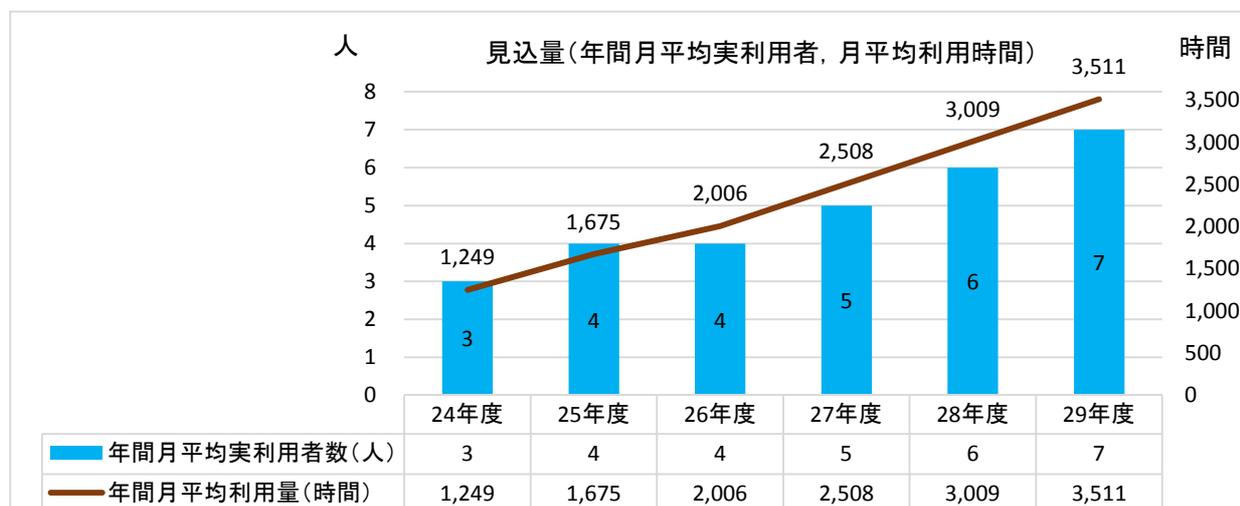
重度の肢体不自由者で常時介護を要する障害のある人について、居宅における入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動中の介護を総合的に行うサービスを提供します。



【見込量の考え方】

24年度から26年度までの実績を比較すると、利用者数には変動がないが、1人当たりの利用時間数が増加傾向にある。

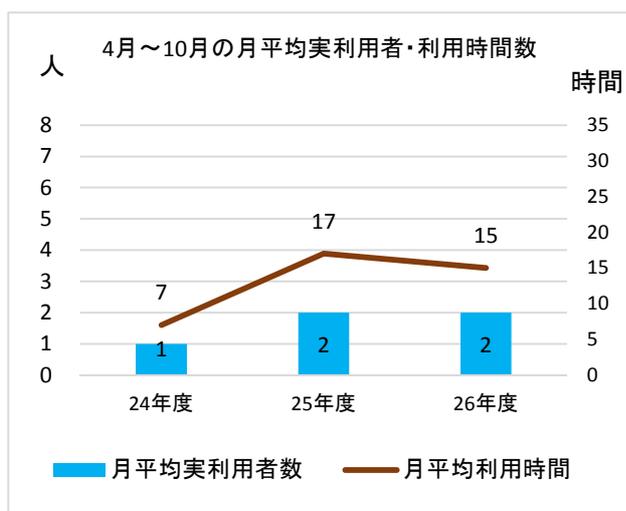
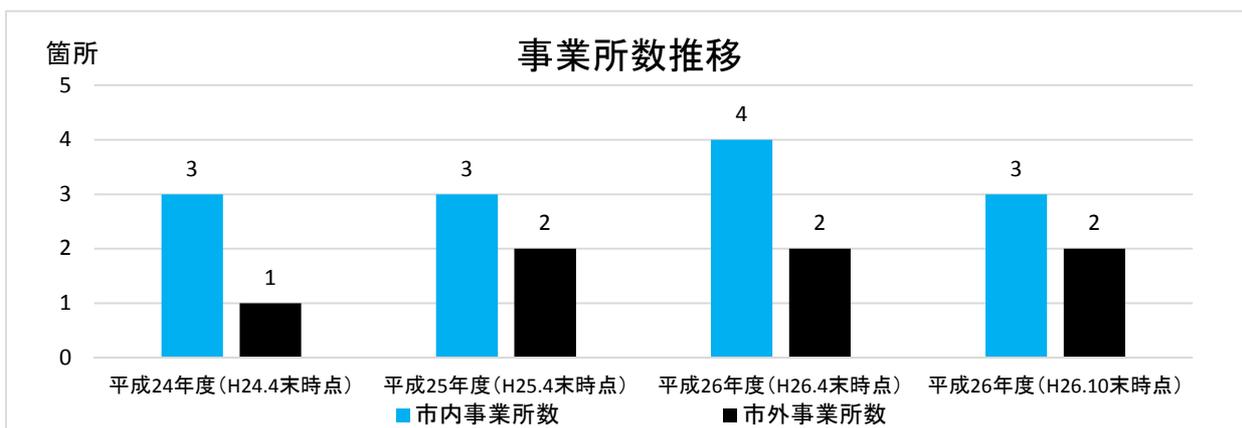
平成26年度から重度訪問介護の対象者が拡大されたことを踏まえ、利用者数については、微増傾向とし、利用量については、26年4月～10月の1人当たりの利用量を基礎として算出する。



③ 行動援護

サービスの概要

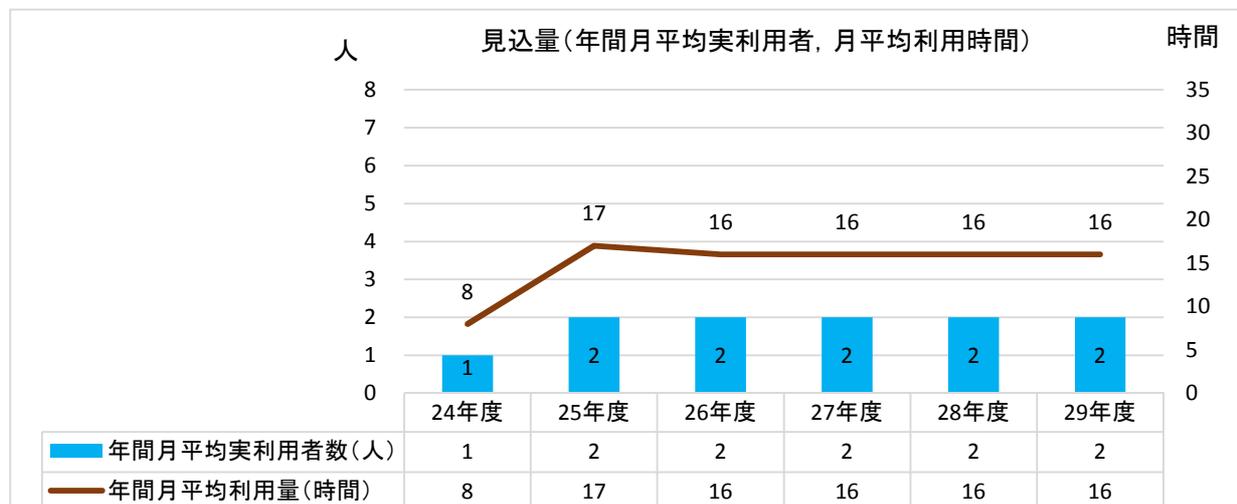
知的障害又は精神障害により行動上著しい困難がある障害のある人等で常時介護を要する者について、行動の際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時の移動中の介護等のサービスを提供します。



【見込量の考え方】

24年度から26年度までを見ると、実利用者数及び利用時間ともに大きな変動は見られない。

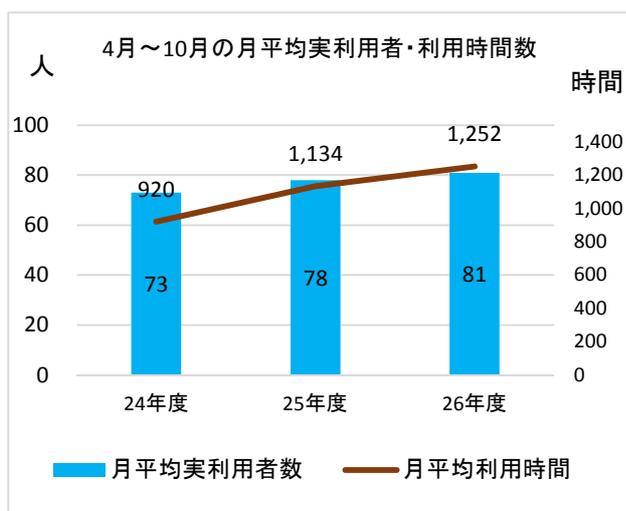
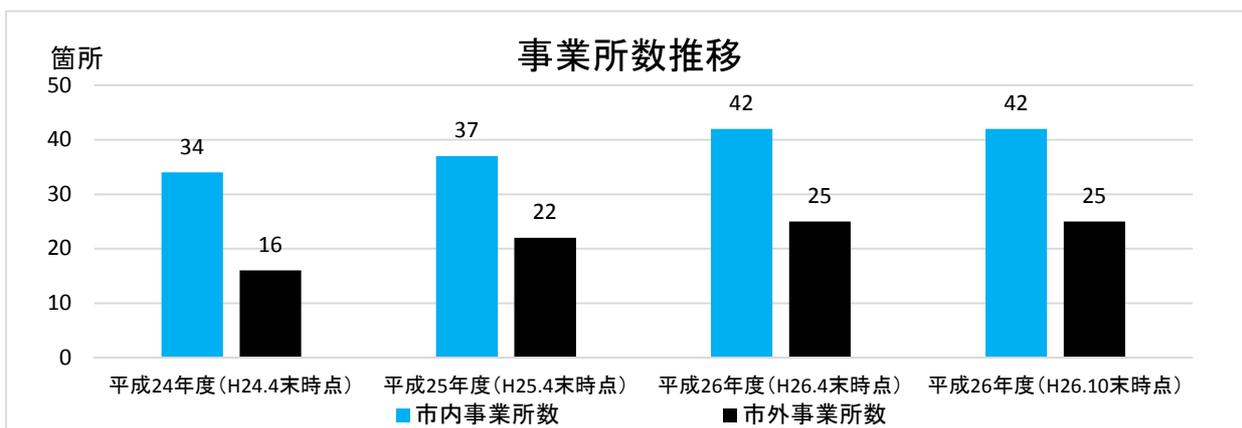
利用者、利用時間ともに、平成25年度、26年度の平均値で見込むものとする。



④ 同行援護

サービスの概要

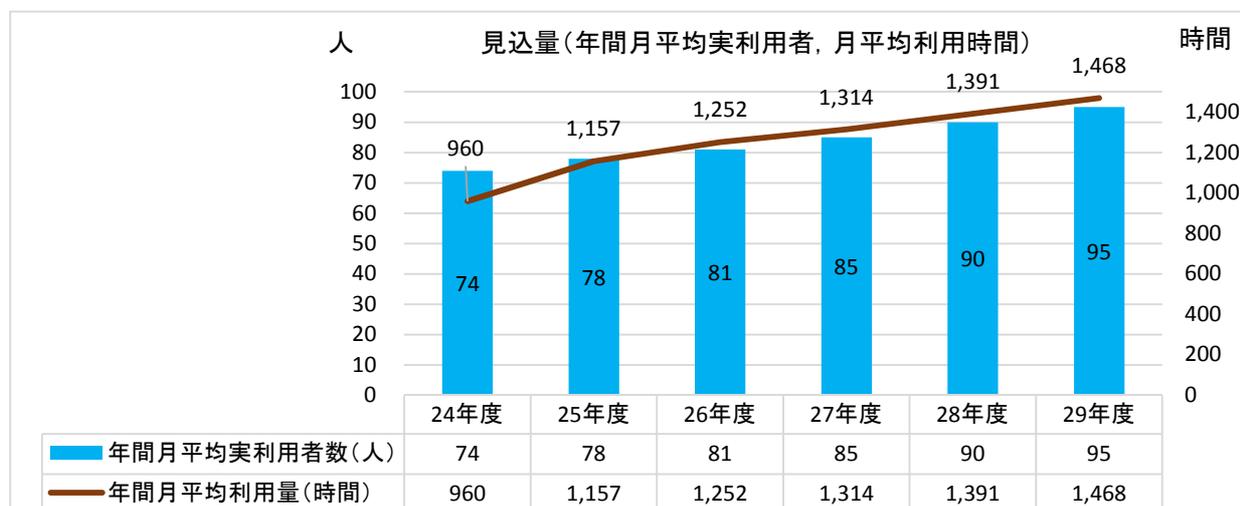
視覚障害のある人について、外出時の移動に同行し、必要な情報提供や介護等のサービスを行います。



【見込量の考え方】

24年度から26年度までを見ると、実利用者は微増傾向にあるが、一人当たりの利用時間数が増加傾向にある。

利用者数は微増とし、利用時間については、平成26年4月～10月の1人当たりの時間数を基礎とし、算出する。



3-2 障害児通所支援の見込量

※見込量は各年度における月平均値

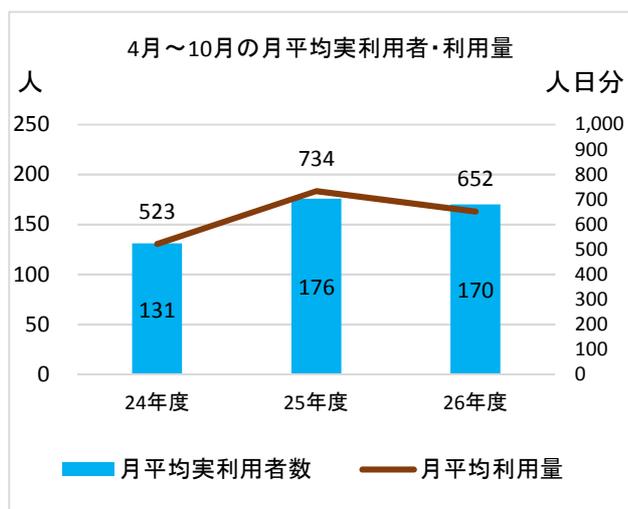
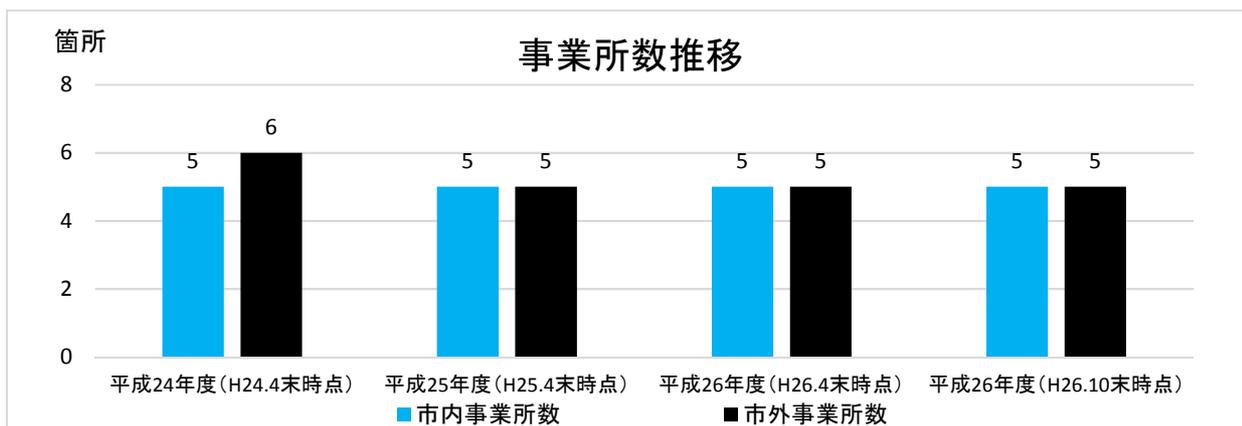
	27年度		28年度		29年度	
児童発達支援	690	人日分/月	729	人日分/月	767	人日分/月
人数	180	人/月	190	人/月	200	人/月
医療型児童発達支援	18	人日分/月	18	人日分/月	18	人日分/月
人数	6	人/月	6	人/月	6	人/月
放課後等デイサービス	2,396	人日分/月	2,635	人日分/月	2,899	人日分/月
人数	241	人/月	265	人/月	291	人/月
保育所等訪問支援	10	人日分/月	10	人日分/月	10	人日分/月
人数	13	人/月	13	人/月	13	人/月

※人日分とは、日中活動系サービスの供給量を示す単位

① 児童発達支援

サービスの概要

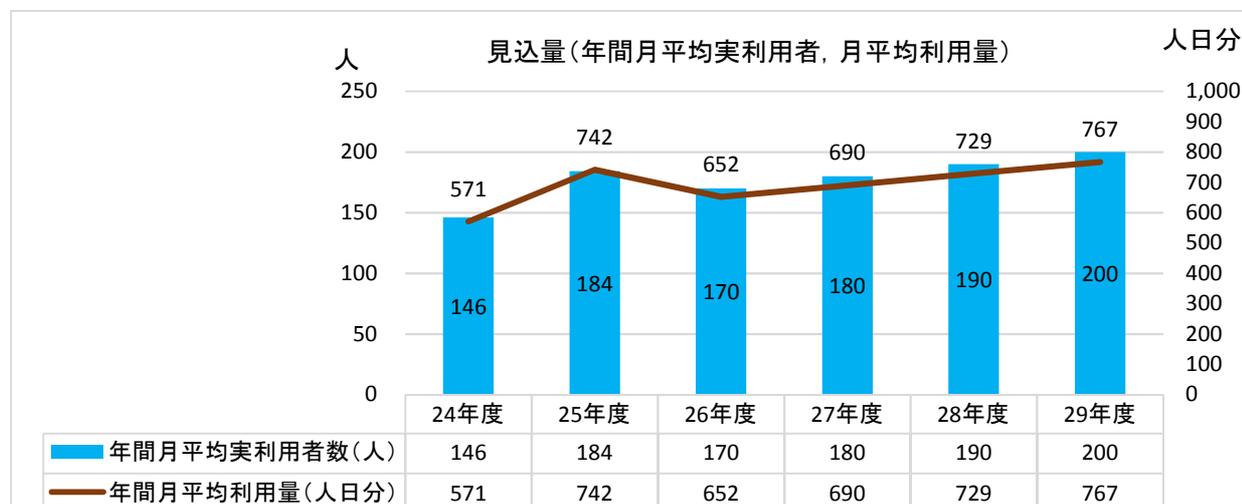
未就学の障害のある子どもに、通所により日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等のサービスを提供します。



【見込量の考え方】

平成24年度以降事業所数に大きな変化が見られないため、利用者数及び利用量ともに横ばい傾向にある。

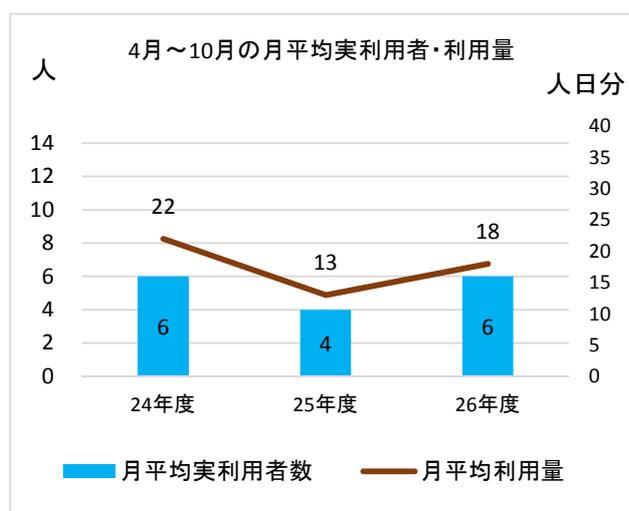
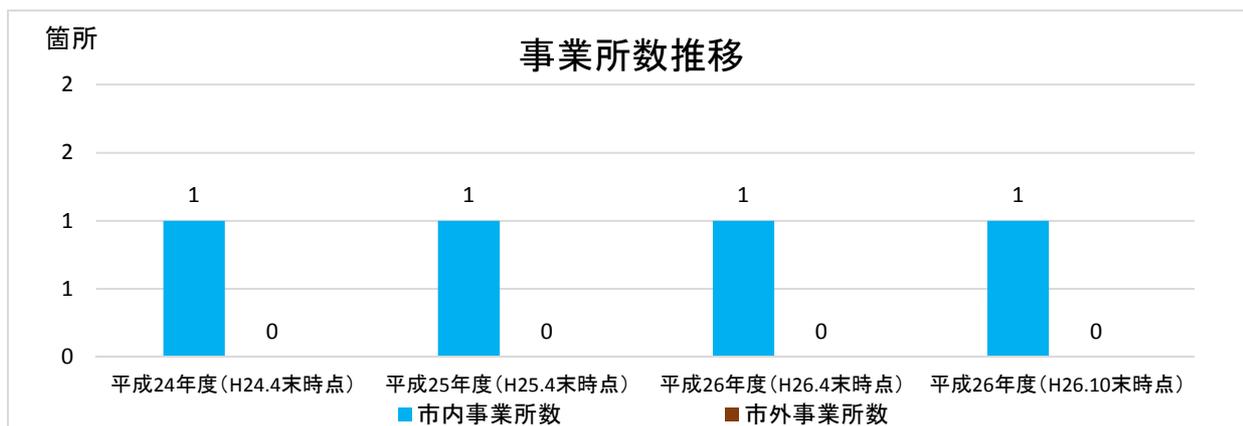
ただし、ニーズが高いサービスであるため、今後検討を行い、整備を図り、利用者及び利用量ともに増加に向けていく必要があることから、今後増加として見込む。



② 医療型児童発達支援

サービスの概要

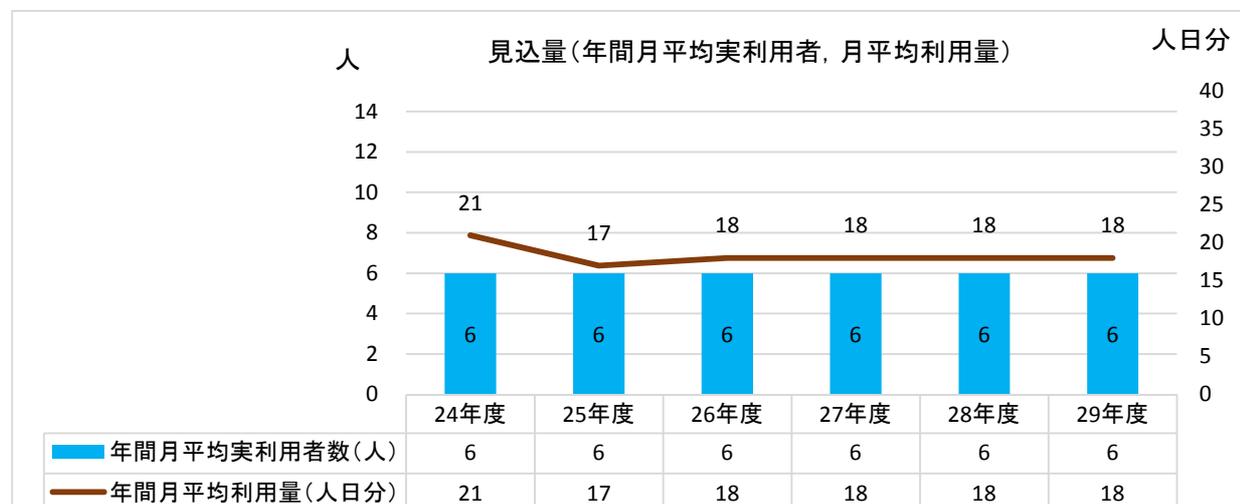
未就学の肢体不自由がある子どもに、通所により日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等及び治療を行います。



【見込量の考え方】

平成25年度以降、事業所数及び利用者数ともに大きな変化は見られない。

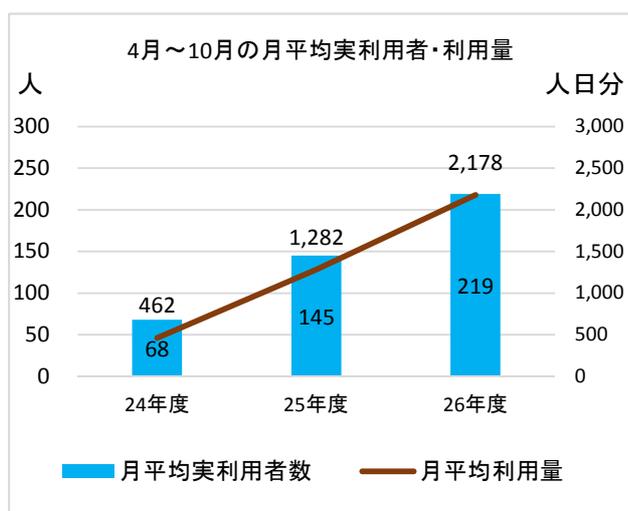
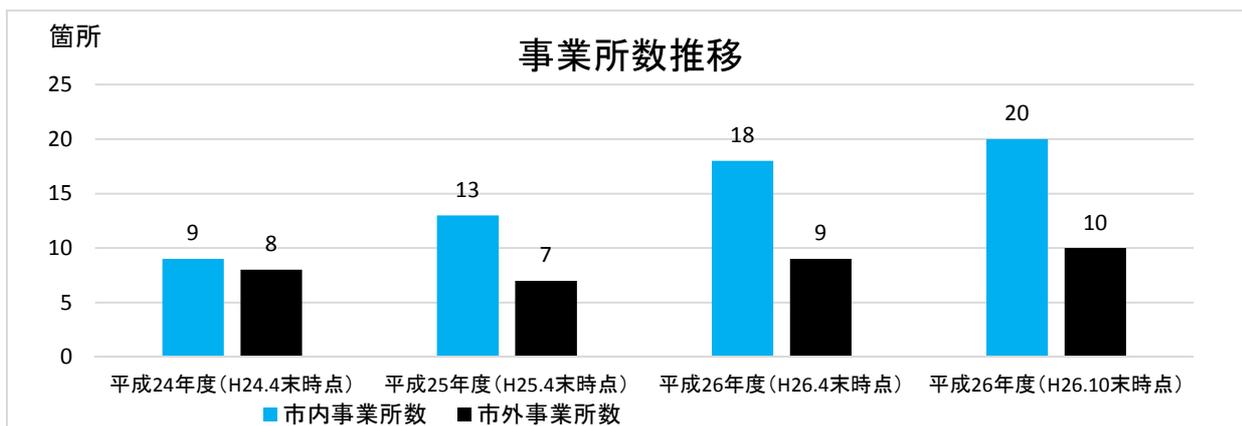
平成26年4月～10月実績を基礎として、横ばいとする。



③ 放課後等デイサービス

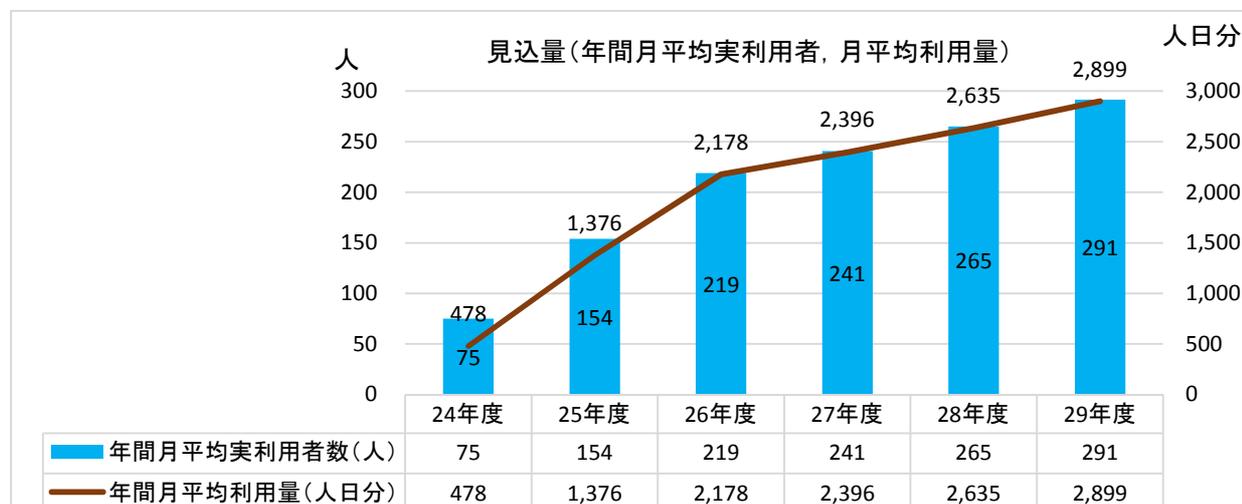
サービスの概要

幼稚園、大学を除き、就学している障害のある子どもに、学校終了後又は休業日において、生活能力向上に必要な訓練や余暇の提供などを行います。



【見込量の考え方】

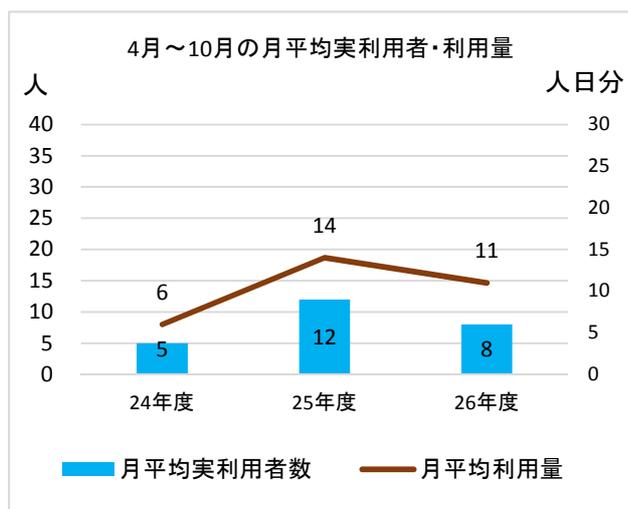
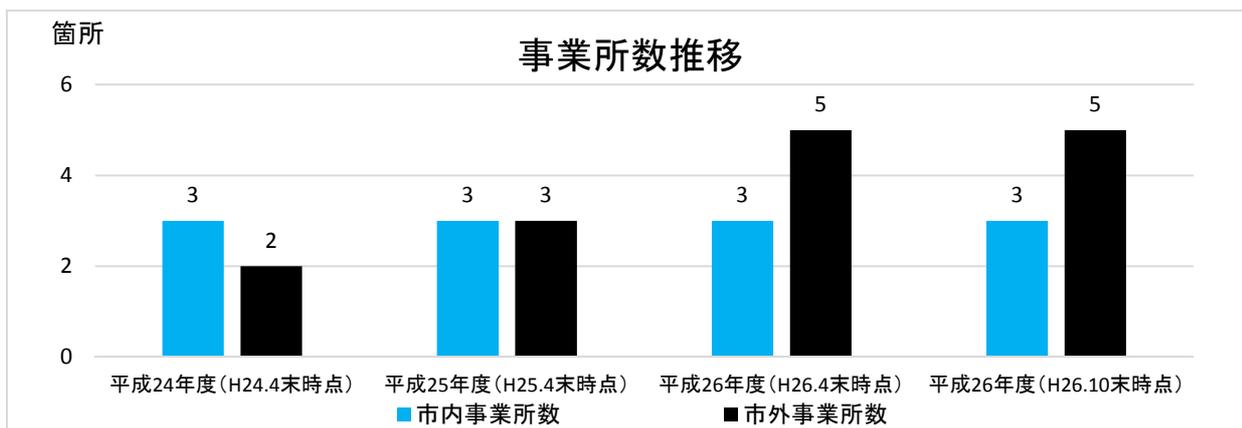
毎年度事業所数は増加傾向にあるため、利用者・利用量ともに増加傾向にある。
利用者については、過去伸び率を参考に算出し、利用量については、平成26年4月から10月の利用量を基礎として算出する。



④ 保育所等訪問支援

サービスの概要

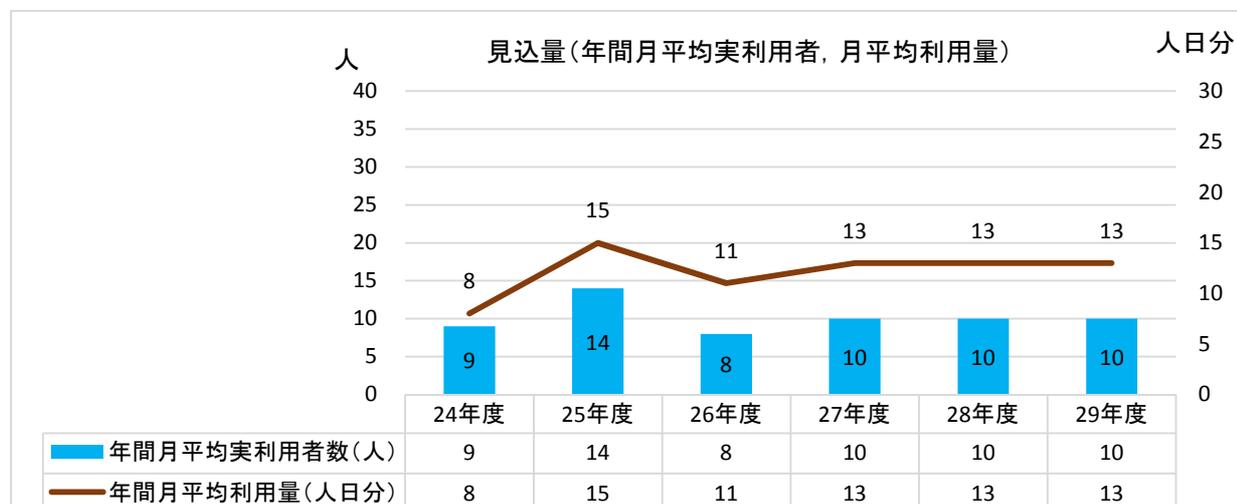
保育所等を利用中又は利用を予定している障害のある子どもが保育所等における集団生活に適応するため必要とする専門的な支援、助言などを行うために現場を訪問します。



【見込量の考え方】

平成25年度以降、事業所数及び利用者数ともに大きな変化は見られない。

平成25年及び平成26年4月～10月の平均実績を基礎として、横ばいとする。



3-3 相談支援の見込量

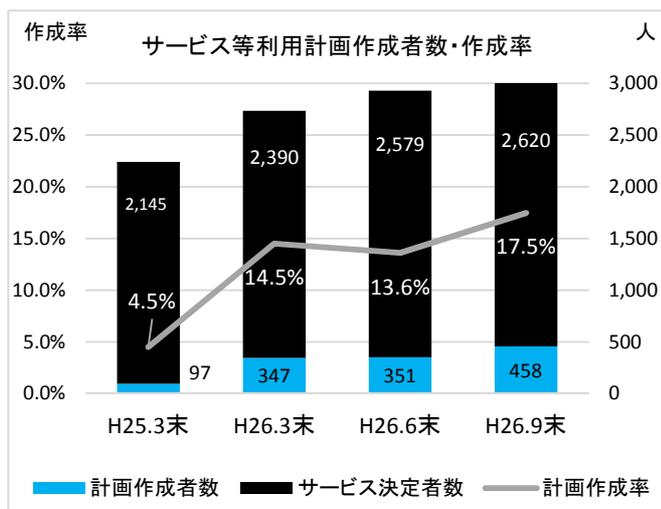
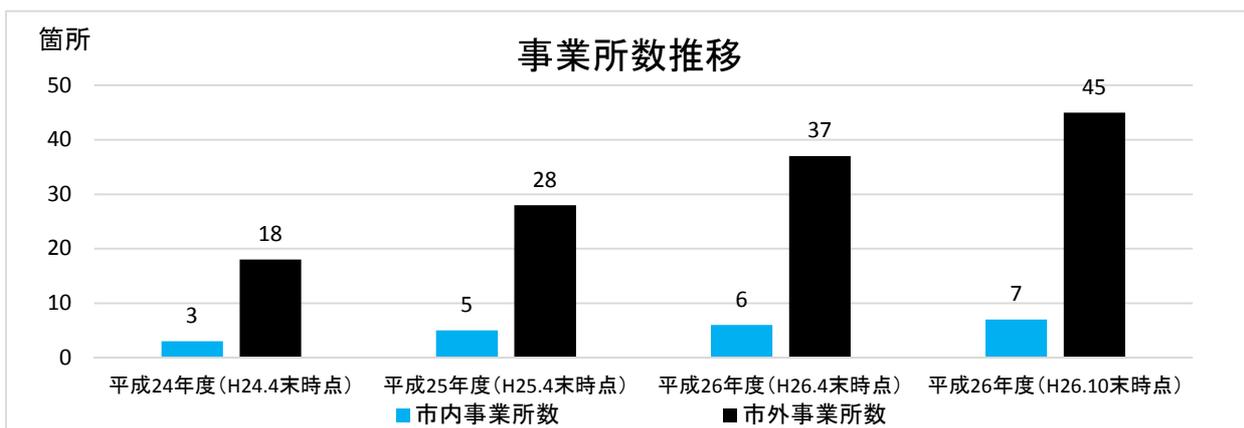
※見込量は各年度における月平均値

	27年度		28年度		29年度	
計画相談支援	330	人/月	413	人/月	566	人/月
障害児相談支援	68	人/月	81	人/月	105	人/月
地域移行支援	3	人/月	6	人/月	9	人/月
地域定着支援	6	人/月	8	人/月	10	人/月

① 計画相談支援

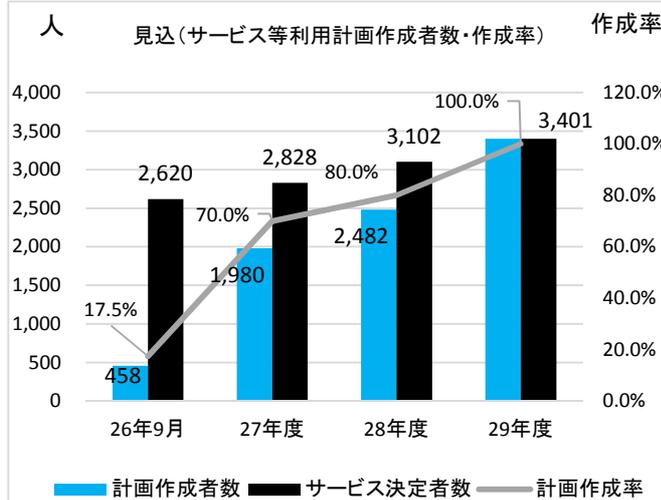
サービスの概要

障害福祉サービスや地域相談支援を利用する全ての障害のある人が適切なサービスを受けられるよう相談に乗り、サービスをコーディネートし、サービス等利用計画を作成します。また、状況の変化に即応できるよう、定期的にモニタリングを行います。



【見込量の考え方】

法改正により平成27年度以降のサービス申請時にはサービス等利用計画の作成が必須となる。本市では過去事業所数は微増にとどまっていたが、今後事業所数の大幅な増加が見込まれる。計画の必須化にともない今後3年間で70%、80%、100%の計画達成率を目標としており、その分を次のとおり見込む。



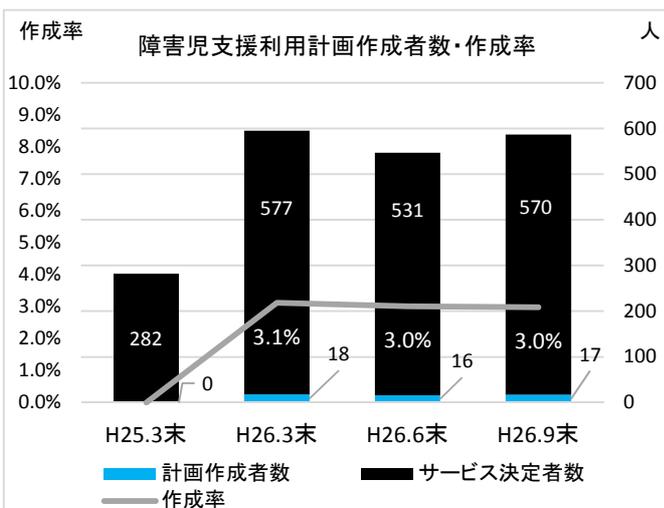
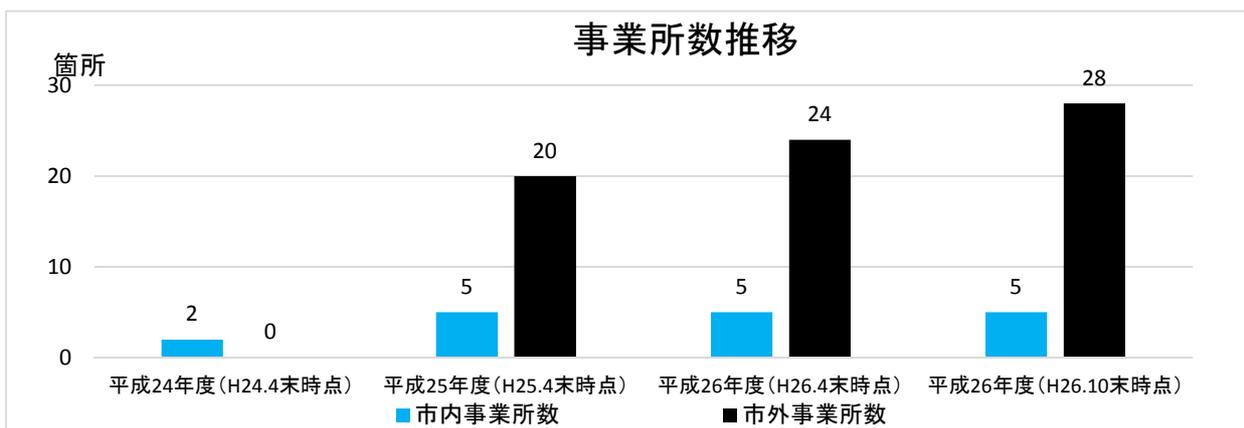
見込量算出に当たっては、1人当たり年間1回のモニタリングと設定する。

- 平成27年度…1,980人/年×2回=3,960人/年
1ヶ月当たり=330人
- 平成28年度…2,482人/年×2回=4,964人/年
1ヶ月当たり=413人
- 平成29年度…3,401人/年×2回=6,802人/年
1ヶ月当たり=566人

② 障害児相談支援

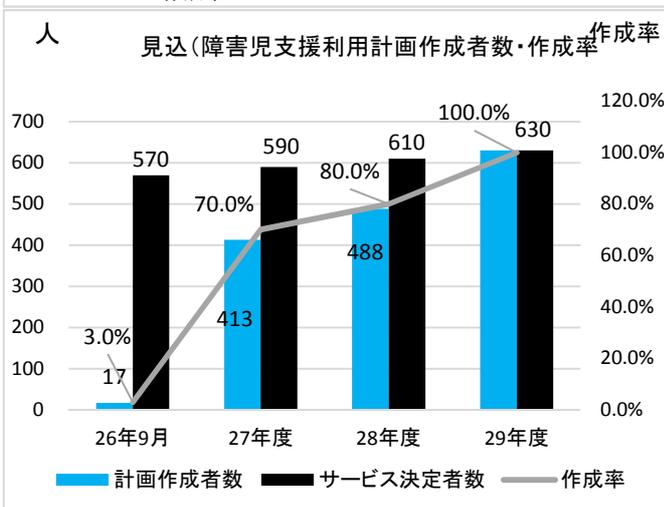
サービスの概要

障害児通所支援を利用する全ての障害のある子どもが適切なサービスを受けられるよう相談に乗り、サービスをコーディネートし、障害児支援利用計画を作成します。また、状況の変化に即応できるよう、定期的にモニタリングを行います。



【見込量の考え方】

前頁と同じく法改正により平成27年度以降のサービス申請時には障害児支援利用計画の作成が必須となる。障害児相談支援も同様に事業所数は微増にとどまっていたが、今後事業所数の大幅な増加が見込まれる。計画の必須化にともない今後3年間100%の計画達成率を目標としており、その分を次のとおり見込む。



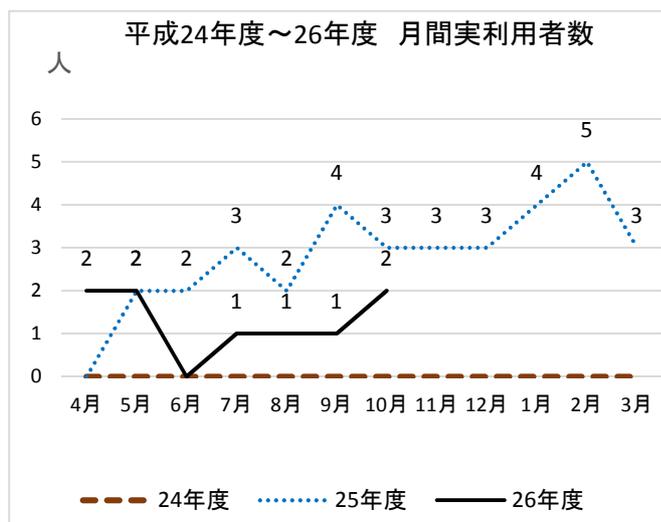
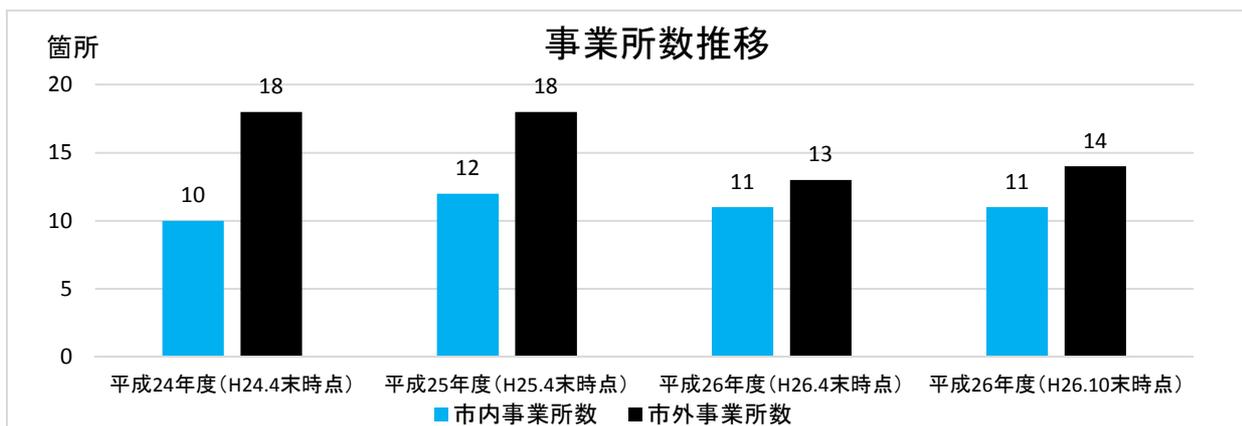
見込量算出に当たっては、1人当たり年間1回のモニタリングと設定する。

- 平成27年度…413人/年 × 2回 = 826人/年
1ヶ月当たり ≒ 68人
- 平成28年度…488人/年 × 2回 = 976人/年
1ヶ月当たり ≒ 81人
- 平成29年度…630人/年 × 2回 = 1,260人/年
1ヶ月当たり = 105人

③ 地域移行支援

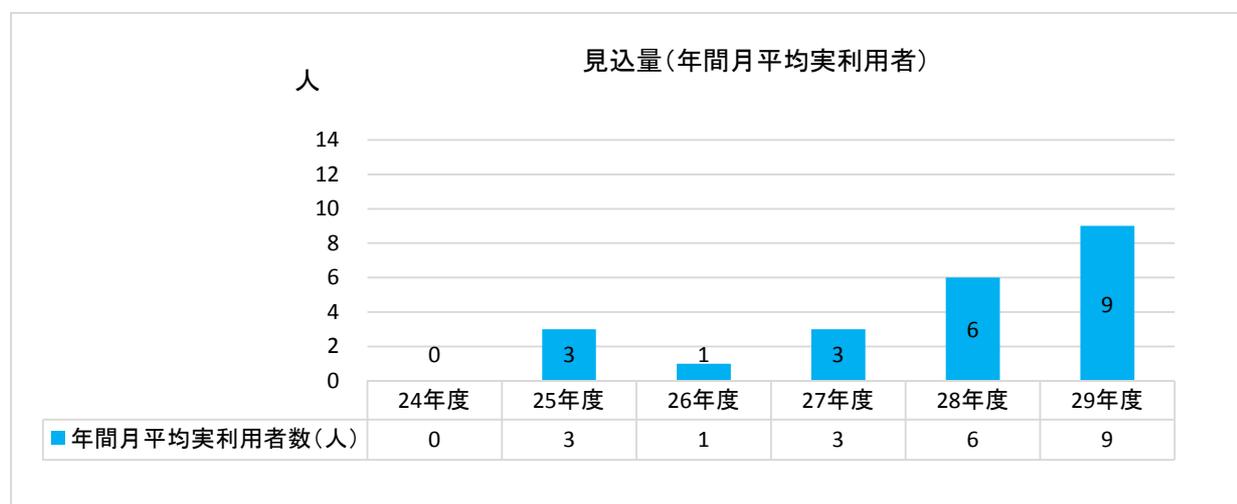
サービスの概要

入所施設や精神科病院等からの退所・退院に当たって支援を要する方に対し、必要な外出への同行支援や入居に関する援助などを行い地域移行に向けた支援を行うものです。



【見込量の考え方】

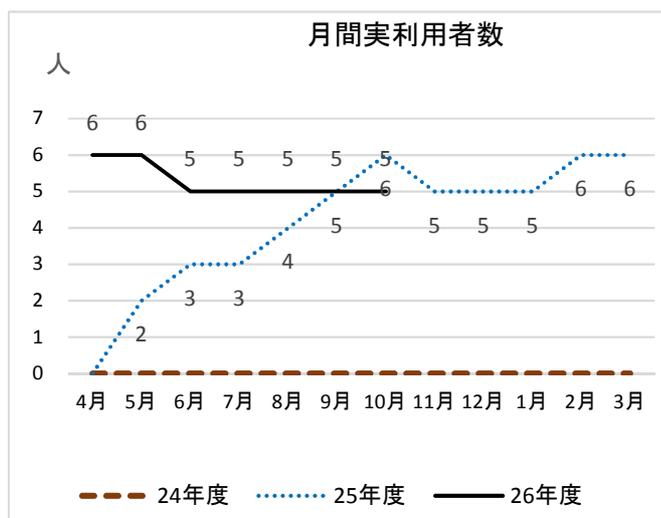
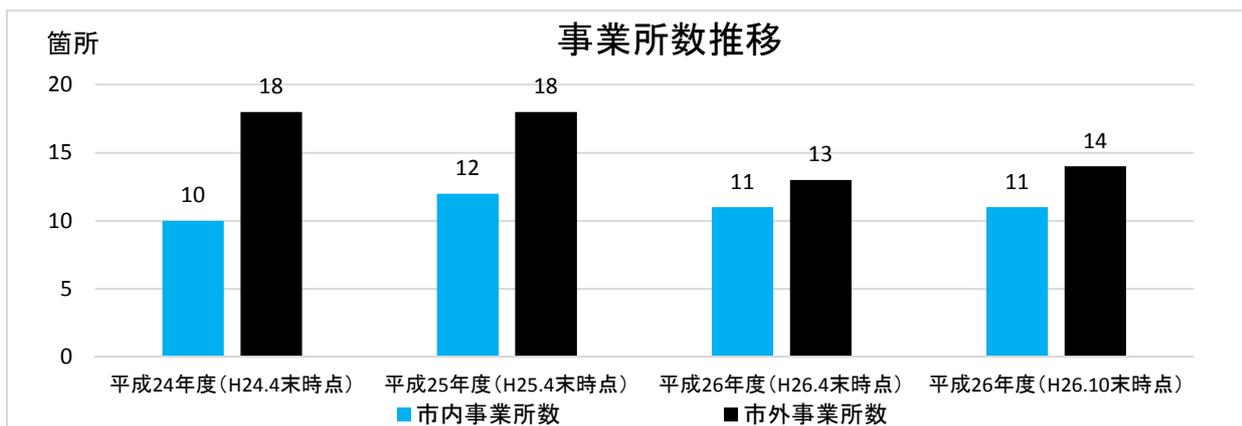
法改正により従来の障害者支援施設・精神科病院に加え、矯正施設等も移行対象施設に加わったことから対象者の増加が見込まれる。



④ 地域定着支援

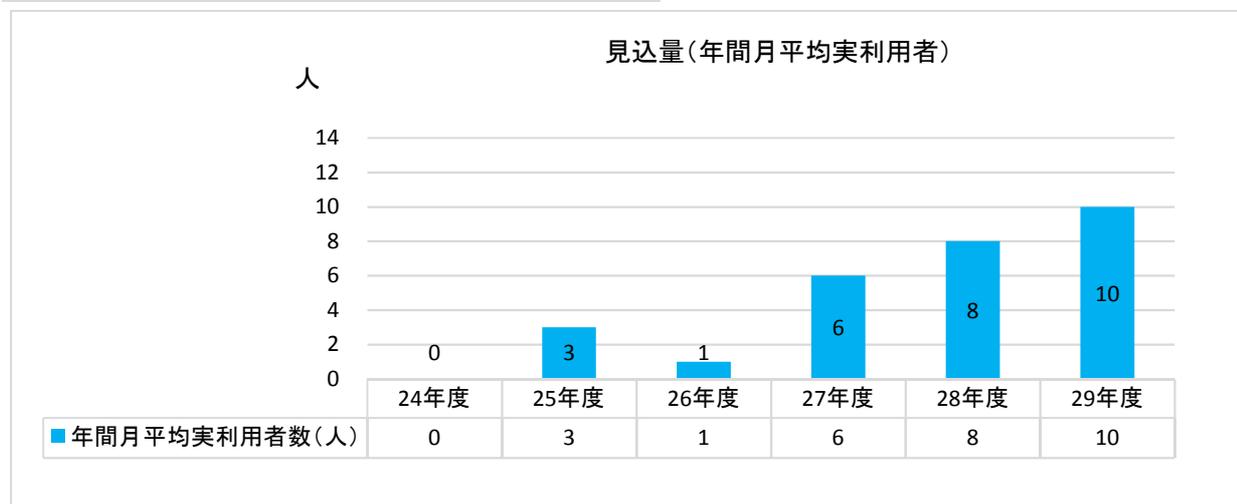
サービスの概要

入所施設や精神科病院等から退所・退院した方で、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者等に対し、24時間対応の相談体制を取るなどし、地域生活を継続していくための支援を行うものです。



【見込量の考え方】

前項の地域移行支援と同じく、法改正により対象者の範囲の拡大に伴い増加を見込む。



3-4 地域生活支援事業の見込量

【理解促進研修・啓発事業】

① ふれあいネットワーク事業

○ 事業の内容等

障害のある人に係る、市民向け広報啓発誌の発行

○ 見込量(年間発行部数)

27年度	28年度	29年度
2,500部	2,500部	2,500部

○ 見込み量の考え方及び確保のための方策等

発行部数の大幅な増減はなく、一定部数で推移するものと見込む。
実施に当たっては、関係機関と協議を行いながら実施します。

② ふれあい体験学習事業

○ 事業の内容等

障害のある人の理解を深めるための出張講座

○ 見込量(年間開催数)

27年度	28年度	29年度
88回	90回	90回

○ 見込み量の考え方及び確保のための方策等

少子高齢化等による人口減のため、開催数が大幅に増えることは考えにくいですが、堅調に推移するものと見込む。

利用者の要望、関係機関との協議を行いながら、事業を実施します。

③ ボランティア講座事業

○ 事業の内容等

障害のある人の社会参加を促進することを目的として、身体障害のある人の活動に対するボランティア希望者のための講座開催

○ 見込量(年間開催数)

27年度	28年度	29年度
1回	1回	1回

○ 見込み量の考え方及び確保のための方策等

開催数は変更なく、今後もほぼ同数で推移するものと見込む。

自発的なボランティアの機会の提供ができるようボランティア団体の紹介等を行うとともに、利用者の要望、関係機関との協議を行いながら、事業を実施します。

【自発的活動支援事業】

○事業の内容等

知的障害のある人の本人活動支援

○見込量(年間開催数)

27年度	28年度	29年度
3回	3回	3回

○見込み量の考え方及び確保のための方策等

開催数は大きな変化はないと思われるため、今後もほぼ同数で推移するものと見込む。関係機関と協議を行いながら、事業を実施します。

【相談支援事業】

① 障害者相談支援事業

○事業の内容等

障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、障害のある人に対する虐待の防止及びその早期発見のための連絡調整その他の障害のある人等の権利の擁護のために必要な援助を行う。

○見込量(実施の有無)

27年度	28年度	29年度
有	有	有

○見込み量の考え方及び確保のための方策等

平成26年度、市内7箇所に設置していた委託相談支援事業所を再編し、サービス未利用者や地域生活支援事業等の対応を行う委託相談支援事業所を地域に設置します。

② 基幹相談支援センター等機能強化事業

○事業の内容等

市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言・情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図る。

○見込量(実施の有無)

27年度	28年度	29年度
有	有	有

○見込み量の考え方及び確保のための方策等

相談支援機能強化担当職員を配置し、定期的な研修を開催します。特に発達障害、難病、高次脳機能障害、重度の障害児者等への支援について研修テーマとして取り上げていきます。また、個別の支援会議の実施強化及びその内容の充実についても併せて取り組む等により、相談支援機能の強化を図ります。また、平成30年を目途として、基幹相談支援センターが運営するための体制・基盤整備を行っていきます。

【成年後見人制度利用支援事業】

○事業の内容等

障害福祉サービス利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害のある人又は精神障害のある人に対し、市長が代わって後見等の開始の審判請求を行い、必要に応じて、申立て経費や後見人報酬などの全部又は一部を助成することにより、これらの障害のある人の権利擁護を図る。

○見込量(実施の有無)

27年度	28年度	29年度
有	有	有

○見込み量の考え方及び確保のための方策等

高知市成年後見サポートセンター等を通じて、市長申立てによる後見制度の活用が必要な方の情報を得よう努め、適切な支援がなされるよう取り組んでいきます。

【意思疎通支援事業】

① 手話通訳者派遣事業

○事業の内容等

聴覚に障害のある人の社会参加を促進するため、聴覚に障害のある人が医療機関や公的機関に赴く際に手話通訳者を派遣する。

○見込量(年間派遣回数)

27年度	28年度	29年度
530回	535回	540回

○見込み量の考え方及び確保のための方策等

聴覚に障害のある人の数は横ばい傾向であるものの、派遣回数は微増があるものと見込む。利用者の要望、関係機関との協議を行いながら、事業を実施します。

② 要約筆記者派遣事業

○事業の内容等

聴覚に障害のある人の社会参加を促進するため、聴覚に障害のある人が医療機関や公的機関に赴く際に要約筆記者を派遣する。

○見込量(年間派遣回数)

27年度	28年度	29年度
10回	12回	15回

○見込み量の考え方及び確保のための方策等

聴覚に障害のある人の数は横ばい傾向であるものの、派遣回数は微増があるものと見込む。利用者の要望、関係機関との協議を行いながら、事業を実施します。

③ 手話通訳者設置事業

○ 事業の内容等

聴覚に障害のある人の社会参加を促進するため、市役所第2庁舎1階の手話相談室に手話通訳者を設置し、聴覚に障害のある人の便宜を図る。

○ 見込量(年間設置日数)

27年度	28年度	29年度
243日	243日	244日

○ 見込み量の考え方及び確保のための方策等

庁舎の開庁日に合わせて事業を実施するため、開庁日数で見込むもの。利用者の要望、関係機関との協議を行いながら、事業を実施します。

④ 重度障害者入院時コミュニケーション支援事業

○ 事業の内容等

重度障害のある人や子どもが、保険医療機関に入院した際に、日頃関わりのある支援員をコミュニケーション支援員として派遣し、医療機関従事者との意思疎通支援を図る。

○ 見込量(年間延利用者数)

27年度	28年度	29年度
5人	15人	20人

○ 見込み量の考え方及び確保のための方策等

平成26年9月に開始した事業であり、今後制度周知とともに、利用者数は微増すると見込まれる。
コミュニケーション支援員は総合支援法に基づく居宅介護等の事業を実施していることを要件としているため、事業所の協力依頼に努めていきます。

【手話通訳者養成研修事業】

○ 事業の内容等

聴覚に障害のある人の社会参加を促進するため、初心者対象の手話講習を開催し、手話奉仕員を養成するもの。

○ 見込量(年間延受講者数)

27年度	28年度	29年度
110人	115人	120人

○ 見込み量の考え方及び確保のための方策等

手話奉仕員は今後増加させる必要があることから、微増と見込む。関係機関と協議しながら、事業を実施します。

【地域活動支援センター機能強化事業】

① I型

○事業の内容等

精神保健福祉士等の専門職を配置し、医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障害のある人に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を行うものへの補助。

② II型

○事業の内容等

地域において雇用・就労が困難な在宅の障害のある人が通所し、機能訓練、社会参加適応訓練等を行うことにより、自立と生きがいを高める事業を行うものへの補助。

③ III型

○事業の内容等

作業指導、生活訓練等を実施する事業を行うものへの補助。

○見込量(実施箇所数)

	27年度	28年度	29年度
I型	2箇所	2箇所	2箇所
II型	2箇所	2箇所	2箇所
III型	3箇所	3箇所	3箇所

○見込み量の考え方及び確保のための方策等

平成26年度にI型が1箇所廃止、II型が1箇所追加されたが、その後平成27年度以降は、ほぼ同数で推移するものと見込む。

地域活動支援センターの運営状況を把握し、事業を実施します。

【移動支援事業】

○事業の内容等

地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的として、移動障害を有する障害のある人や子どもの外出のための支援を行う。

○見込量(年間実利用者数、年間延利用時間数)

	27年度	28年度	29年度
年間実利用者数(人)	260人	286人	315人
年間延利用時間数(時間)	21,055時間	22,529時間	24,107時間

○見込み量の考え方及び確保のための方策等

平成24年度から25年度までの実績から人数・利用時間の伸び率を算出し、平成26年度以降は、その伸び率を各年度の前年度実績及び見込み人数・利用時間に掛けて算出する。今後は発達障害児が増加する見込みである。

社会福祉法人等に対し、事業への参入を促すとともに、移動支援事業に関する研修の受講を義務付け、資質向上を図っていきます。

【日常生活用具給付等事業】

○事業の内容等

障害のある人に対し、厚生労働省の告示の要件を満たし、かつ市要綱に規定する用具の給付をすることによって、日常生活の便宜を図る。

○見込量(年間延件数)

区分	27年度	28年度	29年度
介護・訓練支援用具	20件	23件	26件
自立生活支援用具	140件	150件	155件
在宅療養等支援用具	50件	55件	60件
情報・意思疎通支援用具	200件	230件	250件
排泄管理支援用具	7,000件	7,050件	7,100件
住宅改修	25件	28件	30件

○見込み量の考え方及び確保のための方策等

障害のある人の数は増加傾向にあるが、高齢化に伴い、介護保険に移行する対象者も多いことから、大幅な増加はないものの、微増傾向は継続するものと見込む。

給付対象品目や基準額について、地域の実情に合わせる等、適宜調整しながら運用していきます。

【福祉ホーム運営事業】

○事業の内容等

家庭、住宅環境等の理由により、在宅において生活することが困難な障害のある人について、低額な料金を、居室その他の設備を利用していただき、日常生活に必要な便宜を提供することにより、障害のある人の地域生活を支援する。

○見込量(実施箇所数, 年間実利用者数)

	27年度	28年度	29年度
実施箇所数(箇所)	1箇所	1箇所	1箇所
年間実利用者数(人)	4人	4人	4人

○見込み量の考え方及び確保のための方策等

平成26年度2箇所であるが、その内1箇所が平成27年度からグループホームに移行する。平成27年度以降は、1箇所推移するものと見込む。

【訪問入浴サービス事業】

○事業の内容等

居宅において入浴することが困難な重度の身体障害のある人と、その家族の身体的・精神的な負担軽減のため、その家庭に訪問入浴車を派遣して入浴サービスを提供する。

○見込量(実施箇所数, 年間実利用者数)

	27年度	28年度	29年度
実施箇所数(箇所)	4箇所	4箇所	4箇所
年間実利用者数(人)	3人	4人	4人

○見込み量の考え方及び確保のための方策等

平成25年度は利用者の高齢化等により、利用者減となったが、平成26年度に入り利用者は微増となり、今後もこの傾向は継続するものと見込む。

【生活訓練等事業】

① 視覚障害者生活訓練

○事業の内容等

視覚に障害のある人を対象とした歩行訓練, 日常生活動作訓練, 福祉機器の活用方法, 社会資源の活用方法, コミュニケーションに関すること(墨字, 点字, パソコン等)などの支援を行う。

○見込量(年間延訓練回数)

27年度	28年度	29年度
530回	535回	540回

○見込み量の考え方及び確保のための方策等

高知市に2名の専門の訓練士を配置し実施。過去実績を参考とし、微増傾向と見込む。利用者の個人のニーズに対応できるよう、他機関との連携に努めます。

② 視覚障害者機器講習

○事業の内容等

視覚に障害のある人の社会参加を目的として、パソコン等を通じ、自ら情報を取得できるよう支援を行う。

○見込量(年間開催数)

27年度	28年度	29年度
20回	22回	30回

○見込み量の考え方及び確保のための方策等

来館可能な利用者が限定されるため、大幅な伸びはなく、微増と見込む。

③ IT推進講習

○ 事業の内容等

身体障害のある人の社会参加を促進するため、パソコン講習等を行う。

④ 調理講習

○ 事業の内容

障害がある人の家事行動の再獲得と能力向上を図る。

⑤ 自己表現力向上講座

○ 事業の内容

他者との対話を通して社会活動のためのコミュニケーション能力の向上を図る。

⑥ 自動車運転免許講座

○ 事業の内容

運転免許取得教習前の準備講習及び運転免許技術の再獲得を行う。

○ 見込量(年間開催数)

講座・講習	27年度	28年度	29年度
IT推進講習	12回	12回	12回
調理講習	2回	2回	2回
自己表現力向上講座	1回	1回	1回
自動車運転免許講座	1回	1回	1回

○ 見込み量の考え方及び確保のための方策等

開催数の変更はなく、一定数で見込む。
関係機関との協議を行いながら、事業を実施する。

【日中一時支援事業】

○ 事業の内容等

日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等において、障害のある人に活動の場を提供し、創作活動や日常的な訓練等を行う。

○ 見込量(年間実利用者数)

27年度	28年度	29年度
302人	317人	332人

○ 見込み量の考え方及び確保のための方策等

平成26年度以降は、事業所の増加も見込まれるため、微増と見込む。

【巡回支援専門員整備】

○事業の内容等

発達障害に関する知識を有する専門員(子ども発達支援員)が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回等支援を実施し、支援を担当する職員や障害のある子どもの保護者に対し、早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う。

○見込量(年間実利用者数, 年間実施回数)

	27年度	28年度	29年度
年間実利用者数(人)	1,800人	2,000人	2,200人
年間実施回数(回)	450回	500回	550回

○見込み量の考え方及び確保のための方策等

早期発見・早期療育支援体制が一定整備されたことで、保護者や保育所等からの相談件数が増加している。

就学前の相談支援が8割を占めており、今後は、教育・就労相談にも対応できる職種の配置を検討している。関係部署との連携のもと、今後更に相談支援の幅が拡充していくものとする。

また、早期発見から専門機関にかかるまでの待機期間が長いため、地域支援の充実が求められる。

【相談支援事業所等(地域援助事業者)における退院支援体制確保】

○事業の内容等

相談支援事業所等(地域援助事業者)における退院支援体制を確保するため、必置職員以外の職員を配置するために必要となる賃金や諸経費等について助成する事業であり、本市では一般相談支援事業所に個別給付が軌道にのるまでの期間限定で委託する。

○見込量(委託か所数)

27年度	28年度	29年度
無	無	1か所(予定)

○見込み量の考え方及び確保のための方策等

平成29年度を初年度に開始する。

事業所に地域移行専任相談員を配置する事で、ピアサポーターと協働して院内説明会や個別支援を行い、地域移行の個別給付実績の増加をめざす。

【スポーツレクリエーション教室開催事業等】

○事業の内容等

障害がある人の体力の向上、交流及び障害者スポーツの普及を行う。

○見込量(年間延利用者数)

27年度	28年度	29年度
1,000人	1,000人	1,000人

○見込み量の考え方及び確保のための方策等

年毎に延利用者数に変動があるため、平成24年度及び平成25年度の平均値で見込む。

関係機関と協議を行いながら、事業を実施する。

【文化芸術活動振興事業】

○ 事業の内容等

障害者の芸術・文化の振興と創作意欲の促進を図る。

○ 見込量(年間延利用者数)

27年度	28年度	29年度
700人	700人	700人

○ 見込み量の考え方及び確保のための方策等

ここ2年ほど延利用者数が増加傾向にあり、平成25年度実績をやや上回る数で見込む。

【点字・声の広報等発行事業】

① 障害福祉のしおり

○ 事業の内容等

障害のある人に対し、情報取得のより広い選択肢を提供するために、障がい福祉課が毎年発行する、各種制度等をまとめた冊子について、点訳及び音訳を行う。

○ 見込量(年間発行回数)

	27年度	28年度	29年度
点訳版	1回		1回
音訳版		1回	

○ 見込み量の考え方及び確保のための方策等

点訳版・音訳版を隔年で作成していることから、点訳2回、音訳1回で見込む。

② 議会だより

○ 事業の内容等

障害のある人に対し、情報取得のより広い選択肢を提供するために、議会事務局が発行する議会だよりについて、点訳及び音訳を行う。

○ 見込量(年間発行回数)

	27年度	28年度	29年度
点訳版	4回	4回	4回
音訳版	4回	4回	4回

③ 広報「あかるいまち」

○ 事業の内容等

障害のある人に対し、情報取得のより広い選択肢を提供するために、高知市が発行する広報「あかるいまち」について、点訳及び音訳を行う。

○ 見込量(年間発行回数)

	27年度	28年度	29年度
点訳版	12回	12回	12回
音訳版	12回	12回	12回

○ 見込み量の考え方及び確保のための方策等

広報紙の発行ごとに作成するため、その発行回数で見込む。

【自動車運転免許取得・改造助成事業】

○ 事業の内容等

障害のある人の自動車運転免許取得に係る費用及び重度の身体障害のある人が自ら所有し運転する車の操行装置等の改造に係る費用の一部を助成する。

○ 見込量(年間延件数)

27年度	28年度	29年度
20件	20件	20件

○ 見込み量の考え方及び確保のための方策等

平成23年度から平成25年度の実績から、今後もほぼ同数で推移するものと見込む。
身体障害者手帳等交付時の制度案内を徹底するよう取り組む。

【その他の社会支援】

○ 身体障害者等社会参加応援バス運行事業

○ 事業の内容等

在宅の身体障害のある人等に対し、社会参加応援バスの運行により、交通手段を確保し、身体障害のある人等の積極的な社会参加を支援する。

○ 見込量(年間運行回数, 年間延利用者数)

	27年度	28年度	29年度
年間運行回数(回)	100回	100回	100回
年間延利用者数(人)	670人	680人	700人

○ 見込み量の考え方及び確保のための方策等

平成26年度から新車両で運行開始しており、申請団体が増加していることを受け、微増と見込む。
身体障害者手帳等交付時の制度案内を徹底するとともに、要望把握等により利用者増加を図っていく。

4 障害福祉計画の進行管理

【PDCAサイクル】

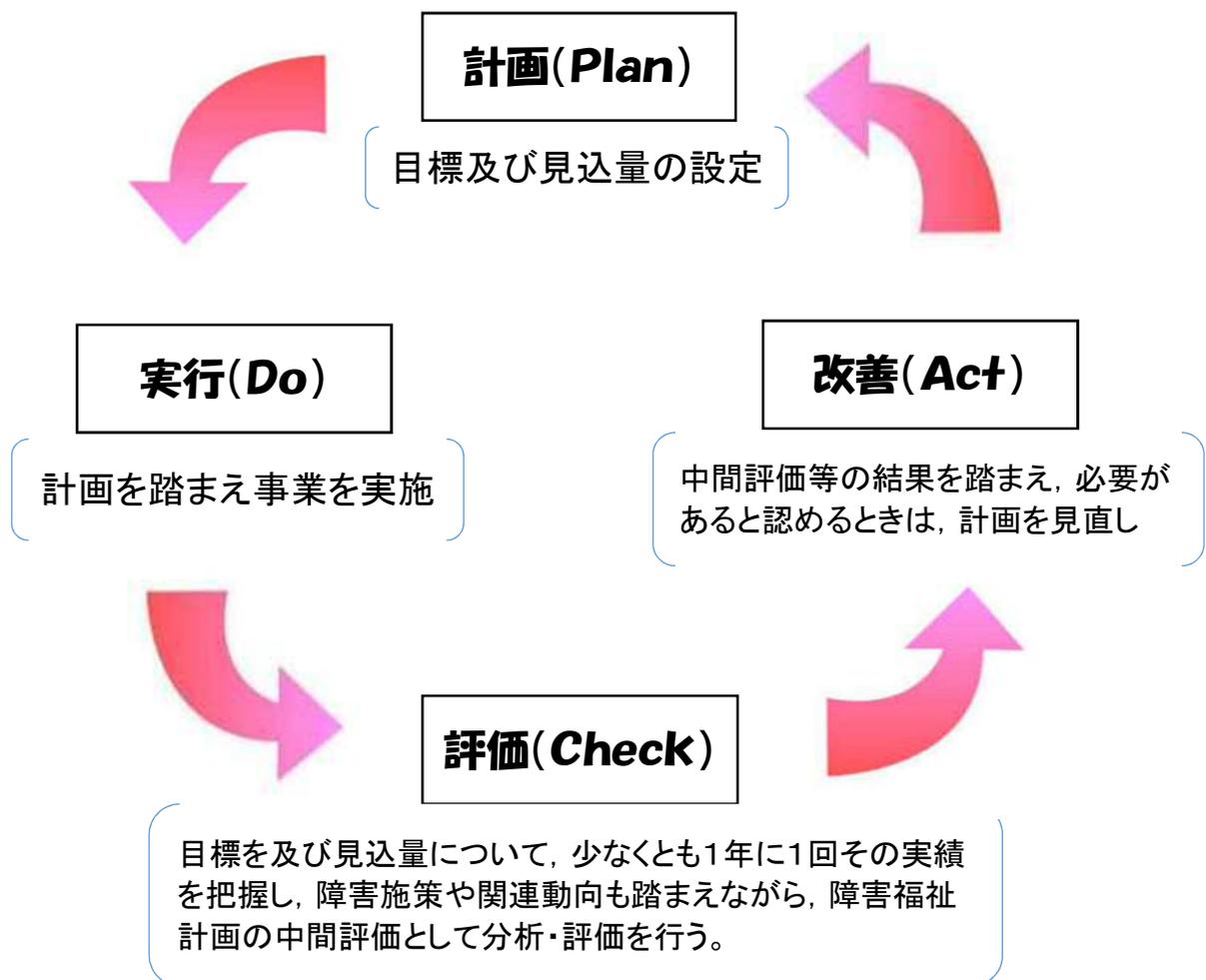
障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じることとされています。

障害福祉計画については、PDCAサイクルの手法を用い、定期的に調査、分析及び評価を行っていきます。

PDCAサイクルとは

PDCAサイクルとは、さまざまな分野、領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「改善(Act)」のプロセスを順に実施していくものです。

— 障害福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ —



Ⅲ 資料



意見交換会

1 テーマ「発達障害者への生活支援について」

日時 平成 26 年9月2日(火)

参加者 高知市委託相談支援事業所, 医療機関, 就労支援事業所, 就労支援センター, 障害者職業センター, 就業・生活支援センター, 地域活動支援センター, 発達障害者支援センター, 精神保健福祉センター等

2 テーマ「重度の障害者の地域生活支援について」

日時 平成 26 年9月9日(火)

参加者 高知市委託相談支援事業所, 訪問看護ステーション等

3 テーマ「障害者の高齢化, 親亡き後について」

日時 平成 26 年9月 18 日(木)

参加者 高知市委託相談支援事業所, 特定相談支援事業所, 障害者通所事業所, 地域活動支援センター, 医療機関等

編集・発行

〒780-8571 高知市本町5丁目1番45号

高知市健康福祉部

健康福祉総務課 電話 088-823-9440

障がい福祉課 電話 088-823-9378